

令和7年度
一般競争入札による
県有地の売払い応募要領
(第1回 建物付土地)



静岡県財務部行政経営課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館1階
TEL 054-221-2123
FAX 054-221-2854

入札による 売払い方法	事前に参加を申し込まれた入札参加者に入札書を提出していただき、県が定めた予定価格以上の入札書のうち、最高額の入札書を提出した方を落札者(買受け予定者)として決定する方法です。なお、本要領による県有地という表現は、建物等を含む県有財産の総称を示すものとします。
----------------	---

目 次

- (1) 入札による県有地売払いの概要 P 1～4
- (2) 入札 参加 心得 書 P 5～10
- (3) 県有財産売買契約書（案） P 11～14
- (4) 承諾 書 P 15
- (5) 入札 参加 関係 書類 P 17～35
(入札参加申込書、誓約書、口座振替通知登録申出書、入札書、委任状)
- (6) 【入札書・委任状の記入例等】 … P 37～40
- (7) 物件 調書 P 42～103
旧沼津土木事務所土肥支所
伊豆市土肥字大藪 212 番 3 ... 42～103

入札による県有地売払いの概要

1 入札により売払う県有地

入札により売払う県有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書を御覧ください。

入札番号	入札対象財産	地目等	土地:地積(m ² :実測) 主たる建物:延床面積(m ²)	予定価格(円)
102	旧沼津土木事務所土肥支所 伊豆市土肥字大藪212番3	雑種地 建物	922.86 379.32	3,930,000

注) ・建物付売却になります。

- ・予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税の額93,636円を含んでいます。
- ・入札書には、土地及び建物の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）を記載してください。
- ・3,836,364円（予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額）未満での入札は無効とします。
- ・土地の契約額は、落札額に0.7379135を乗じて得た額（小数第1位を四捨五入して得た額）とします。
- ・建物の契約額は、落札額から土地の契約額を差し引いて得た額に、消費税及び地方消費税として同額に0.1を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えて得た額とします。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3（入札参加資格）を御覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、入札参加申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込書が受付期間内に提出されない場合は入札に参加できませんので、御注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の入札参加申込書の様式を使用してください（コピーも可）。

(1) 受付期間

令和7年7月8日（火）から令和7年8月5日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（TEL:054-221-2123）

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（電送及びファクシミリによる受付は行いません）

ん。)

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

4 現地説明会

入札対象物件の所在地で、令和7年7月14日（月）～令和7年7月25日（金）の間で、静岡県が指定する日時に現地説明会を開催しますので、応札希望の方はできる限り参加してください。
なお、建物内部の確認ができるのは現地説明会のみです。

(※) 現地説明会に参加を希望する方は、次の受付先にて参加予約してください。

<入札番号102>

受付先：I R コモンズ株式会社（電話番号：055-946-5318）

<現地説明会予約受付期間>

令和7年7月8日（火）から令和7年7月11日（金）までの午前9時から午後5時まで

5 入札日時等

入札に参加できるのは、事前に入札参加申込書を提出した方のみとなりますので、御注意ください。

なお、入札参加手続の詳細については、この応募要領の「入札参加心得書」を御覧ください。

(1) 入札執行の日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
102	令和7年8月20日（水）午前10時10分	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室

(注)郵送により入札を実施するもので、開札は第三者たる当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

(2) 入札書の受付及び受付期限並びに入札方法

入札書は郵送するものとし（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）、次の提出先に令和7年8月19日（火）午後5時までに必着とします。

<入札書等提出先>

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

期限以降に提出された入札書は無効とします。なお、入札書は、この応募要領の入札書の様式を使用するものとし、入札書以外の必要添付書類については、この応募要領の「入札参加心得書」第6（入札書及び入札方法）を参照してください。

(3) 入札保証金

3の入札参加申込書を受理後、県が納入通知書を発行・送付しますので、下記金額を県が指定する期日（入札受付前）までに、県が指定する金融機関に納付し、納付済みの納入通知書兼領収書原本を入札書と併せて郵送してください（領収書原本は入札終了後郵送にてお返しします。）。

なお、入札保証金は、落札者以外の方には、入札日から30日以内に返還します。

入札番号	金額（円）
102	197,000

(4) 入札の無効事由

入札の無効事由に該当しないよう、御注意ください。なお、詳細は入札参加心得書第8（入札の無効）を御覧ください。

6 落札者との契約手続

契約手続の詳細については、入札終了後、落札者に個別に説明を行います。

(1) 契約書の提出等

落札した日から起算して14日以内に、県の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した県有財産売買契約書(案)及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として契約金額の10%以上の金額を納付していただきます。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内で県が指定する期日までに、売買代金を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると県が認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、遅延利息として納付していただきます。

7 所有権移転登記手続等

売買代金納付後、県が所有権移転登記手続を行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課は落札者の負担となります。

8 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、御注意ください。

9 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）。
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめ御相談ください。
- (3) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 建物の建築図面等がある場合以下の場所において閲覧できます。ただし図面がない場合や改築等により現況と図面が違っている場合がありますので、入札価格を検討する際には注意し、入札参加者の責任において入札書を作成してください。

<入札番号102>

静岡県財務部行政経営課

- (5) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (6) 土地の形質変更や建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更や建物を解体撤去する場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (7) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (8) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (10) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町の教育委員会にお問い合わせください。)
- (11) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (13) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (14) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (16) 物件調書に特段の記載のない限り、土壤汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (17) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (18) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (19) 建物内物品類は現状での引き渡しとなります。

入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による県有地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による県有地の売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は入札に参加することができません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本県の職員
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 入札対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (5) 買い受けた県有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行

った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

（6）入札参加申込書を県が指定した期日までに提出しなかった者

（入札参加申込）

第4 入札参加希望者は、県が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡県財務部行政経営課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

（1）入札参加申込書

（2）住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）

（3）誓約書（役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。）

（4）印鑑証明書

（5）口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに静岡県財務部行政経営課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。

（現地説明会）

第5 入札対象財産の内容を熟知してもらうため、県が指定する日時に現地説明会を行いますので、できる限り参加してください（現地説明会に参加するには、事前予約が必要です。）。

2 現地説明会では、応募要領に添付した物件調書に基づき、入札対象財産の状況を説明します。

3 現地説明会の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、説明会を延期し、又は取り止めことがあります。

（入札書及び入札方法）

第6 入札参加者又はその代理人は、入札書（この応募要領による様式）に次の各号に掲げる事項を記載し、別記1に記載の日時までに郵送（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）により、別記1記載の場所に必着しなければなりません。

（1）入札金額

（2）入札年月日（入札書記入日）

（3）入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記載の上、実印にて押印してください。

（4）代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し、押印してください。

2 記入には、鉛筆等の容易に消去可能な筆記具は使用しないでください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「円」の文字を記入してください。

4 入札書は、封筒（外から中身が確認できるものは使用できません。）に入れ密封し、裏面割印のうえ、その外側に入札番号及び氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、代理人が入札する場合は当該代理人の氏名を併記してください。

- 5 入札書を入れた封筒は、別の郵送用封筒に入れた上で書留郵便にて郵送してください
い（郵送用封筒の中に入札書が入った封筒を入れて郵送してください。）。
- 6 入札書を入れた封筒とは別に次の各号に掲げる必要添付書類も郵送用封筒に同封して下さい。
- (1) 入札保証金に係る納入通知書兼領収書の原本（金融機関等の領収印が押印されたもの。入札終了後に郵送にてお返しします。）（なお、Pay-easy（ペイジー）を利用して納付したために領収書が発行されなかった場合は、支払い済みであることを確認できるもの（当該支払い処理が完了したことを示したページを印刷したもの等）を郵送してください。）
- (2) 委任状（代理人が入札を行う場合にのみ必要となります。）
- 7 入札参加者又はその代理人は、その郵送した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 8 金額以外の記入内容の訂正を行う場合は、二重取消線及び訂正印にて訂正をしてください。修正液及び修正テープは使用しないでください。
- (入札保証金)
- 第7 入札参加者は、入札保証金として、入札する対象財産1件につき別に定める額を、県が指定する日までに、県が定める方法で納付してください。
- 2 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。
- (入札の無効)
- 第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 入札保証金が所定の額に満たない者
- (3) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者（修正液及び修正テープを使用した場合を含む）
- (4) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (5) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (7) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (8) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (9) 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札をした者
- (10) 予定価格未満の入札をした者（入札番号111については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額未満の額での入札をした者）
- (11) 金額を訂正した入札をした者
- (12) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (13) 持参、電送又はファクシミリによる入札をした者
- (14) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (15) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (16) 必要添付書類を入札書に添付しなかった者
- (17) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第9 開札は、別記2入札執行の日時及び場所にて行います。当該入札は郵送によるものであるため、第三者たる当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせるものとします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、県の予定価格(入札番号111については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額)以上、かつ、最高金額の入札を行った者とします。

2 県の予定価格(入札番号111については、予定価格から建物に係る消費税及び地方消費税の額を控除した額)以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がない時はその旨を、入札参加者に電話又はメールにてお知らせします。

(入札執行の延期)

第11 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがあります。

(入札保証金の返還)

第12 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、入札日から30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還します。

2 落札者には、契約締結後、入札保証金を入札日から30日以内に返還しますが、落札者の申出により第14に規定する契約保証金の一部に充当することができます。
なお、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第13 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、落札した財産に係る売買契約(以下「契約」という。)の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。
3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は落札者の入札の無効を発見したときは、その落札は効力を失います。
4 前項の場合、入札保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。
5 落札者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第14 落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。また、入札保証金を契約保証金に充当した場合は、その差額となる不足額。)を、県が発行する納入通知書により県が指定する日までに納付しなければなりません。

2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に第4(5)により申出された口座に口座振込みで返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。
なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息

を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第15 落札者は、契約締結日から起算して30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）

で県が指定する期日までに、売買代金を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、落札者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると県が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

2 遅延利息は、県が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年10.75パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）を売買代金に乗じて算出した金額（円未満切捨て）となります。

(契約の解除)

第16 落札者が次の各号の一に該当する場合には、県は契約を解除することができます。

- (1) 落札者が第15第1項の金額を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

2 前項の場合、契約保証金は県に帰属し、落札者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第17 落札した財産の所有権移転登記手続は、売買代金（第15第1項ただし書きの遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。）の納付を確認した後、買受人の請求により、県が所有権移転登記手続を行います。

ただし、落札した財産が仮換地の場合は、換地処分登記完了後に県が所有権移転登記手続を行います。

2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

3 落札した財産が仮換地の場合は、換地処分に伴う清算金の徴収金又は交付金は、買受人に帰属します。

(契約不適合責任)

第18 買受人は、契約締結後、落札した財産に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、県に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

(入札結果の公表について)

第19 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者の氏名を公表するとともに、一定期間、静岡県ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者は「個人」と表示します。

2 静岡県情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 入札書提出期限及び提出先

(1) 入札書提出期限

令和7年8月19日（火）午後5時

(2) 入札書提出先

郵送による提出に限る。（書留郵便に限る。電送による入札は認めない。）

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県財務部行政経営課（静岡県庁本館1階）

2 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行日時及び場所

入札番号	入札の日時	入札会場
102	令和7年8月20日（水）午前10時10分	静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁 本館1階 財産台帳電算室

県 有 財 産 売 買 契 約 書 (案)

売扱人 静岡県（以下「甲」という。）と、買受人〔＊落札者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
(売買物件)

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地及び建物に付隨し、あるいは定着するもの一切を含む。以下「当該物件」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買い受けるものとする。

土地の所在地	区分	面積(m ²)	摘要
	土地		実測面積
			公簿面積

建物の所在地	構造	延床面積(m ²)	種類

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 **[＊契約金額]** 円（内消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

2 前項の売買代金の内訳は、次のとおりとする。

土地価格 金	円
建物価格 金	円（内消費税相当額及び地方消費税相当額 円を含む。）

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金 **[＊契約金額の1割以上の額]** 円を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

3 乙が第5条第1項に規定する義務を履行しないため、第13条第1項の規定により、甲がこの契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。

(売買代金の納付方法等)

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年10.75パーセントの割合をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 当該物件の所有権は、売買代金を完納した日に移転するものとする。

2 所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

(当該物件の引渡し)

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(特則)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- 二 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- 三 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- 四 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- 五 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- 六 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 七 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- 八 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺

人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

- 2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第9条 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

（公租公課の負担責任）

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

（危険負担）

第11条 当該物件の引渡し前に、天災地変その他甲乙のいずれの責にも帰すことのできない事由によって、当該物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

- 2 当該物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷したときは、甲は、本物件を修補し又は修補に要する費用を減額した上で、乙に引渡すものとする。この場合、甲の修復行為又は修補金額の算出等によって引渡しが第7条により定めた期日を超えても、乙は甲に対し、その引渡し延期について異議を述べることはできない。この場合、第5条の売買代金の納付期限については、甲乙協議の上延期することができる。

- 3 甲は、前項の修補が著しく困難なとき又は過大な費用を要するときは、この契約を解除することができるものとし、乙は、本物件の損傷により契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

- 4 第1項又は前項によってこの契約が解除された場合、甲は、受領済の金員を無利息で乙に返還する。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、本契約を締結した後において、当該物件に種類、品質、数量等に関する本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引き渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は当該物件を直ちに原状に回復し、速やかに甲に返還しなければならない。

3 第1項又は第8条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

4 第4条に規定する契約保証金及び第9条に規定する違約金は、前項に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるものほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙) *落札者の住所・氏名

承 諾 書

私は、下記県有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現況により買受けることを承諾します。

記

土地の所在地	地 目	面 積 (m ²)	摘 要
			実測面積
			公簿面積

建物の所在地	家屋 番号	種類	構 造	建築 年月日	床面積 (m ²)	
					合計	各階

令和 年 月 日

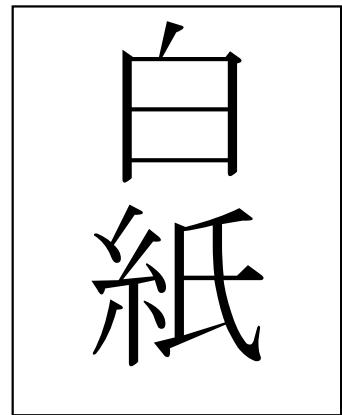
静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印



一般競争入札（県有地売払い）参加申込書

令和　年　月　日

静岡県知事 鈴木 康友 様

申込人 住 所
氏 名 印
(名称・代表者名)
電 話 番 号

【共有名義の場合】 共有者の氏名
(名称・代表者名) 印

一般競争入札（県有地売払い）に参加したいので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、入札参加を申し込みます。

記

入札番号	入札対象財産

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は法人登記簿謄本）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」及び「口座振替による支払い及びファクスによる口座振替通知登録申出書」を必ず添付してください。



誓 約 書

- 私
 当社又は当団体

は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (6) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- 2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力的な要求行為を行うもの
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

静岡県知事 鈴木 康友 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

印

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

印

※ 添付書類：役員等名簿

役 員 等 名 簿

所 在 地 _____

会 社 名 _____

作成担当者 _____

連 絡 先 _____

No	役 職	氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日(大正 T、昭和 S、平成 H)	性別 (男女)
例	(記入例) 代表取締役	シズオカ 仔 叻	静岡 一郎	S35. 8. 16	男
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名

(名称・代表者名)

㊞

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあっては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあってはその者及び支配人をいう。）の役職名、氏名（カナ(カタカナ)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報が3の目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。



(様式 2)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

年 月 日

様

住所 (所在地) _____

次のとおり登録してください。

氏名 (名 称) _____

代 表 者 _____

(電話番号 — — —)

(色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)・ 口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参 加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号

13 12

④ 氏名・名称 (カナ)

10 20 30 40

⑤ 氏名・名称 (漢字) 上段

5 10 15 20 25

⑥ 氏名・名称 (漢字) 下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード

⑪ 県市区郡町村丁目等 (漢字)

5 10 15 20 25

⑫ 地番等 (漢字)

5 10 15 20 25

⑬ 方書等 (漢字) (「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名	金融機関コード
銀行・信金・農協	1 普通 (預金) 2 当座 (預金) 7 別段 (預金)
労金・信組 店	
口座名義人 (カナ)	預金種別
	口座番号

10 20 30

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名	金融機関コード
銀行・信金・農協	1 普通 (預金) 2 当座 (預金) 7 別段 (預金)
労金・信組 店	
口座名義人 (カナ)	預金種別
	口座番号

10 20 30

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。



《記入例》

(個人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 10 月 1 日

静岡県知事

様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町 9 番 18 号 静岡中央ビル 8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 静岡 太郎

代表者

(電話番号 054-222-3333)

(■色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

- ・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		0 5 4 - 2 2 2 - 3 3 2 3	0 5 4 - 2 2 2 - 5 5 5 5 5
			13 12		

④ 氏名・名称(カナ)
シス、オカタロウ
10 20 30 40

⑤ 氏名・名称(漢字)上段
静 岡 太 郎
5 10 15 20 25

⑥ 氏名・名称(漢字)下段

⑦ 組織区分	⑧ 業種	⑨ 郵便番号	⑩ 県コード	市町村コード	字コード
	2 3 4 2 0 — 0 8 5 3 2 2				

⑪ 県市区町村丁目等(漢字)
静 岡 市 葵 区 追 手 町
5 10 15 20 25

⑫ 地番等(漢字)
9 番 1 8 号
5 10 15 20 25

⑬ 方書等(漢字)(「△△ビル 3F」、「□□様方」などを記入する。)
静 岡 中 央 ビ ル 8 F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名		
銀行・信金・農協 静岡 労金・信組 吳服町支店		
金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)	
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号
シス、オカタロウ	1	1 2 3 4 5 6 7
10 20 30		

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名		
銀行・信金・農協 労金・信組 店		
金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)	
口座名義人(カナ)	預金種別	口座番号
10 20 30		

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

《記入例》

(法人の場合)

口座振替による支払及びファクスによる口座振替通知登録申出書

令和 2 年 4 月 1 日

静岡県知事

様

住所(所在地) 静岡市葵区追手町 9 番 18 号 静岡中央ビル 8F

次のとおり登録してください。

氏名(名称) 浜松産業株式会社 静岡支店

代表者 支店長 甲野 乙太郎

(電話番号 054-222-3333)

(■色の部分だけをペン又はボールペンで丁寧に記入してください。)

・口座振替通知FAX送信受領
承諾者のみ記入(県内の方のみ)

所 属	区分	① 入札参加資格	債権者番号	② 電話番号	③ ファクス用電話番号
		1		054-222-3323	054-222-5555

13 12

④ 氏名・名称(カナ)

ハマツサンキヨウカフシキヤシスオカシテン

10

20

30

40

⑤ 氏名・名称(漢字)上段

浜松産業株式会社 静岡支店

5

10

15

20

25

⑥ 氏名・名称(漢字)下段

支店長 甲野 乙太郎

⑦組織区分	⑧業種	⑨郵便番号	⑩県コード	市町村コード	字コード
0123420—085322					

⑪ 県市区町村丁目等(漢字)

静岡市葵区追手町

5

10

15

20

25

⑫ 地番等(漢字)

9番 18号

5

10

15

20

25

⑬ 方書等(漢字)(「△△ビル3F」、「□□様方」などを記入する。)

静岡中央ビル 8F

(以下については、通帳、金融機関などでお確かめのうえ、誤りのないように記入してください。)

⑭ 通常口座振替先

振替先金融機関名		金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協	労金・信組 呉服町支店		
ハマツサンキヨウカフシキヤシスオカシテン			1 1234567

10

20

30

⑮ 前払金用口座振替先

(建設業者等で、県の公共工事について前払金の預託口座がある場合のみ記入する。)

振替先金融機関名		金融機関コード	1 普通(預金) 2 当座(預金) 7 別段(預金)
銀行・信金・農協	労金・信組 店		
ハマツサンキヨウカフシキヤシスオカシテン			1 1234567

10

20

30

※ 記載上の留意点は、別紙「記載要領」をご覧ください。

※ この用紙のみを切りはなして返送してください。

※ 個人情報の保護について

この申出書に御記入いただいた個人情報は、静岡県財務会計システムに登録し、静岡県の公金の口座振替払のみに利用します。
なお、御提供いただきました個人情報は、静岡県個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理します。

記載要領

項目① 入札参加資格

- ・本県の入札参加資格の有無により、次の区分を記入する。
 - 区分 1 入札参加資格を有しない
 - 2 物品入札参加資格者（出納局用度課所管）
 - 3 建設工事・コンサルタント入札参加資格者（交通基盤部建設業課所管）
 - 4 庁舎管理入札参加資格者（経営管理部管財課所管）
- ・複数の入札参加資格を有する場合は、資格ごとに別様で申出書を提出してください。用紙は適宜複写したものを使用してください。

【記入文字（漢字、かな、カタカナ等）基本事項】

- ・記載（掲載）できる漢字文字は、JIS X 0208 1997（JIS第一水準漢字、第二水準漢字、非漢字）の範囲です。（ただし、口座情報欄に別に記載しています。）

項目②、③ 電話番号(13桁)、ファクス用電話番号(12桁)

- ・市外局番、市内局番、番号の間を“-”（ハイフン）で区切り、左詰めで記入する。
- ・ファクス用電話番号は、県内の方でファクスによる口座振替通知を承諾される場合にのみ記入する。

項目④ 氏名・名称（カナ）半角48文字以内

- ・濁点、半濁点等も1マス使用する。
- ・姓と名はつなげる。商号等と支店名等の間に空白（説明上▲表示）を入れる。
- ・個人の場合、事業主の氏名のみではなく、屋号も含めて記入する。
(例) 静岡文具店 静岡太郎 → シズオカフ^フンク^クテン▲シズ^フオカタロウ（屋号や氏名を空白で区切り記入）
- ・法人の場合、「カブシキガイシャ」などの組織名称を記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
(例) 浜松産業株式会社沼津支店 代表取締役 浜松次郎 → ハママツサンキ^フヨウカブ^フシキカ^フイシャヌマツ^フシテン▲ダ^フイヒヨウトリシマリヤク▲ハママツシ^フロウ

項目⑤⑥ 氏名・名称（漢字）全角25文字×2行=50文字以内

- ・濁点、半濁点等を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・先頭から正式名称を記入してください。姓と名の間は1マス空白（説明上▲表示）とする。
(例) 静岡文具店 静岡太郎 → 静岡文具店▲静岡▲太郎 又、 静岡▲太郎
- ・法人の場合、「株式会社」などの組織名称は「組織コード一覧表」の整合性のあるものを必ず記入し、代表者名等は必要に応じて記入する。
- ・「株式会社」などの組織名称が商号等と支店名等の中間にある場合は、間を空白（説明上▲表示）で区切る。
(例) 株式会社浜松産業 又は、浜松産業株式会社 → 株式会社▲浜松産業 又は、浜松産業▲株式会社
株式会社浜松産業沼津支店 → 株式会社浜松産業▲沼津支店 又は、株式会社▲浜松産業▲沼津支店
或いは 株式会社▲浜松産業▲沼津支店
浜松産業株式会社沼津支店 → 浜松産業株式会社▲沼津支店 又は、浜松産業▲株式会社▲沼津支店
或いは 浜松産業▲株式会社▲▲沼津支店

項目⑦ 組織区分コード2桁

- ・別紙「組織コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・項目⑤⑥中に記載のある組織と同等のものを「組織コード一覧表」の中から選択する。

項目⑧ 業種コード2桁

- ・別紙「業種コード一覧表」中のコード2桁を記入する。
- ・建設工事・コンサルタントの入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、2の建設業者等の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・府舎管理の入札参加資格を有する者としての申出書については、「業種コード一覧表」のうち、3の府舎管理の中から該当するもの又は代表的なものを選択する。
- ・上記以外の場合は「業種コード一覧表」のすべての中から自由に選択する。

項目⑨ 郵便番号7桁

- ・7桁の郵便番号のハイフンを意識して記入する。

項目⑩ 県コードコード2桁

- ・県内に所在する方（業者）の場合
県コード欄に「22」（静岡県のコード）を記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合
県コード欄に別紙「県コード一覧表」の中から該当する県コード（2桁）を記入する。

項目⑪、⑫、⑬ 県市区郡町村丁目等（漢字）、地番等（漢字）、方書等（漢字）全角26文字×3行=78文字以内

- ・濁点、半濁点を伴うひらがな、カタカナは1マスに記入する。（項目④の記載方法と異なります。）
- ・県内に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、静岡県と以下に続く市区郡町名及び町丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。
- ・県外に所在する方（業者）の場合
県市町村（漢字）欄に、都道府県名及び丁目に続く市区郡町村名及び丁目までを記入する。
地番（漢字）欄には市区群町村名及び丁目に続く地番を記入する。方書等があれば方書（漢字）欄に記入する。

項目⑭ 通常口座振替先

- ・口座振替先金融機関名（金融機関及び支店名等と該当する箇所に○）、口座名義人（カナ30桁以内で左づめ）、口座種別（日本語又はコード）、口座番号（7桁に満たない場合には、左側を0埋めするか、又は右詰めとする）を誤りのないよう記入する。（金融機関コードは記入しない。）

項目⑮ 前金払用口座振替先

- ・県の公共工事について前払金の預託口座がある場合に⑭と同じ要領で記入する。
(金融機関コードは記入しない。)

【口座情報記入基本事項】

金融機関に登録されている口座情報を正確に記載してください。記載（掲載）できる文字は以下の範囲に限定されています。

数字：0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

カタカナ：アイウエオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリルレロワソ
記号：￥「」（）／-，.、。

英字：A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z

及び、半角スペース

以下の場合は注意してください。

半角カナ小文字は半角カナ大文字を、半角アルファベット小文字は半角アルファベット大文字を、中点“・”はピリオド“.”を、長音“ー”とアンダーバー（下線）“_”はハイフン“-”を使用します。

《略語》

「株式会社」などの法人、営業所、事業所の種類名は略語を使用する事ができます。

下表を参考に正しい法人格を入力してください。

1 法人略語、営業所略語の記入例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して記入してください）

- (1) 名称の初めに使うとき、先頭の「(」は省略する。 株式会社 浜松産業 → カ) ハママツサンギョウ
 - (2) 名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する。 浜松産業 株式会社 → ハママツサンギョウ(カ)
 - (3) 名称の途中に使うとき、「()」で囲む。 浜松産業 株式会社 沼津営業所 → ハママツサンギョウ(カ)スマズ(エイ
- 2 事業略語の記入例（カッコを付さず、続けて記入してください） 静岡県協同組合 シズオカケンギョウクミ

略語が入力できる種類名と略語一覧◆

1. 法人略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
株式会社	カ)	(カ)	(カ
有限会社	ユ)	(ユ)	(ユ
合名会社	メ)	(メ)	(メ
合資会社	シ)	(シ)	(シ
合同会社	ド)	(ド)	(ド
医療法人	イ)	(イ)	(イ
(一般、公益) 財団法人	ザイ)	(ザイ)	(ザイ
(一般、公益) 社団法人	シヤ)	(シヤ)	(シヤ
宗教法人	シユウ)	(シユウ)	(シユウ
学校法人	ガク)	(ガク)	(ガク
社会福祉法人	フク)	(フク)	(フク
更生保護法人	ホゴ)	(ホゴ)	(ホゴ
相互会社	ゾ)	(ゾ)	(ゾ
特定非営利活動法人	トクヒ)	(トクヒ)	(トクヒ
独立行政法人	ドク)	(ドク)	(ドク
弁護士法人	ベン)	(ベン)	(ベン
有限責任中間法人	チユウ)	(チユウ)	(チユウ
無限責任中間法人	チユウ)	(チユウ)	(チユウ
行政書士法人	ギヨ)	(ギヨ)	(ギヨ
司法書士法人	シホウ)	(シホウ)	(シホウ
税理士法人	ゼイ)	(ゼイ)	(ゼイ
国立大学法人	ダイ)	(ダイ)	(ダイ
農事組合法人	ノウ)	(ノウ)	(ノウ

2. 営業所略語

種類名	略語		
	先頭に使うとき	途中に使うとき	末尾に使うとき
営業所	(エイ)	(エイ)	(エイ)
出張所	(シユツ)	(シユツ)	(シユツ)

3. 事業略語

種類名	略語
連合会	レン
共済組合	キヨウサイ
協同組合	キヨウクミ
生命保険	セイメイ
海上火災保険	カイジヨウ
火災海上保険	カサイ
健康保険組合	ケンボ
国民健康保険組合	コクホ
国民健康保険団体連合会	コクホレン
社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
厚生年金基金	コウネン
従業員組合	ジユウクミ
労働組合	ロウクミ
生活協同組合	セイキヨウ
食糧販売協同組合	ショクハンキヨウ
國家公務員等共済組合連合会	コクキヨウレン
農業協同組合連合会	ノウキヨウレン
経済農業協同組合連合会	ケイザイレン
共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
漁業協同組合	ギヨキヨウ
漁業協同組合連合会	ギヨレン
公共職業安定所	ショクアン
社会福祉協議会	シヤキヨウ
特別養護老人ホーム	トクヨウ
有限責任事業組合	ユウクミ

組織コード一覧表

組織コード	名 称	組織コード	名 称
00	なし	25	学校法人
01	株式会社	26	特定非営利活動法人
02	合資会社	27	無限責任中間法人
03	合名会社	28	有限責任中間法人
04	有限会社	29	独立行政法人
05	企業組合	31	監査法人
06	相互会社	32	行政書士法人
07	合同会社	33	司法書士法人
08	特定目的会社	34	社会保険労務士法人
11	医療法人	35	税理士法人
12	信用金庫	36	土地家屋調査士法人
13	森林組合	37	弁護士法人
14	農業協同組合	41	一般財団法人
15	漁業協同組合	42	一般社団法人
16	協同組合	43	公益財団法人
17	有限責任事業組合	44	公益社団法人
18	農事組合法人	51	健康保険組合
21	財団法人	52	共済組合
22	社団法人	54	国立大学法人
23	宗教法人	71	職業訓練法人
24	社会福祉法人		

業種コード一覧表

- ① 登録申出書中の「業種」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 次の③、④のいずれにも該当しない場合は、「1 一般」、「3 建設業者等」及び「4 庁舎管理」の中から自由にコードを選択して記入してください。
- ③ 静岡県の建設工事及びコンサルタントの入札参加資格者は、「3 建設業者等」の中からコードを選択して記入してください。
- ④ 静岡県の庁舎管理入札参加資格者は、「4 庁舎管理」の中からコードを選択して記入してください。
- ⑤ 複数の業種にまたがって営業している場合は、代表的な業種を選択して記入してください。

1 一般

コード	業種区分	例 示	コード	業種区分	例 示
1	国等		20	家具・木竹材	家具・建具・ガラス、木竹材
2	市町村		21	書籍・文具事務用品	書籍、文房具・事務用品
3	資金前渡者		22	運動・娯楽・芸能 芸術	スポーツ・運動施設、娯楽・趣味・おもちゃ・ ホビー、 音楽・芸能、芸術・工芸・工芸技術
4	代理受領者		23	旅館・ホテル・観光	旅館・ホテル、観光
5	金融機関		24	リースレンタル・ 代行	リース・レンタル、代行
10	医療・保健・衛生	医療、各種療法、医薬品・医療用品、保健・衛生	25	金融・不動産・法務	金融・保険・証券、不動産、法務・経営・ コンサルタント
11	学校・各種学校	学校等、専修学校、各種学校・教室・塾	26	運送・自動車・貿易	運送サービス、自動車・自転車、貿易
12	文化・福祉施設・葬祭	文化・福祉施設、冠婚葬祭、宗教	27	報道・通信・情報	報道、電気通信、情報産業
13	百貨・雑貨・貴金属	デパート・スーパー、日用品・雑貨店、靴・鞄・ 皮革 めがね・時計・貴金属	28	印刷・写真・広告	印刷・出版、写真、広告・宣伝
14	衣料・寝具・繊維	衣料品、呉服・寝具、手芸・手芸品、織物・繊維	29	デザイン・設計・ 塗装	デザイン、設計、塗装
15	飲料品・食料品	飲料品、食料品、穀物・麺類・調味料、青果物・ 海産物、 菓子・パン	30	農林・園芸・水畜産	農林・園芸・水産・畜産
16	飲食店・料理店	飲食店・喫茶店、料理店	31	化学工業・ゴム・ 紙	化学工業・化学製品、ゴム・プラスチック、 紙工業・紙製品
17	理美容・クリーニング	理容・美容・浴場、クリーニング	32	機械工業・機械器具	
18	燃料・冷暖房	燃料、冷暖房・水道	33	金属工業／製品・ 鉱業	
19	電化製品	電化製品	34	組合・団体	
			99	その他	

3 建設業者等

コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分	コード	業種区分
40	土木一式工事	51	鉄筋工事	62	造園工事	69	測量
41	建築一式工事	52	ほ装工事	63	さく井工事	70	建築関係建設コンサルタント
42	大工工事	53	しゅんせつ工事	64	建具工事	71	土木関係建設コンサルタント
43	左官工事	54	板金工事	65	水道施設工事	72	地質調査業務
44	とび・土工・コンクリート工事	55	ガラス工事	66	消防施設工事	73	補償コンサルタント
45	石工事	56	塗装工事	67	清掃施設工事	74	土木施設維持(清掃)
46	屋根工事	57	防水工事	68	土木建築総合建設業 (総合的な企画、指導、調整のものとし土木工作物及び建築物を建設する工事を行うもの)	75	土木施設維持(除草)
47	電気工事	58	内装仕上工事			76	土木施設維持(せんてい)
48	管工事	59	機械器具設置工事				
49	タイル・れんが・ブロック工事	60	熱絶縁工事				
50	鋼構造物工事	61	電気通信工事				

4 庁舎管理

コード	業種区分	備考(庁舎管理入札参加資格業種)	コード	業種区分	備考(庁舎管理入札参加資格業種)
80	警備		86	電話設備保守	
81	清掃		87	ボイラー設備保守	
82	廃棄物処理		88	ガス設備保守	(ガス漏れ設備を含む)
83	空調設備保守	空気環境測定、空気調和測定装置清掃、空気調和装置保守管理、冷凍機保守管理、冷却塔保守管理、送風機、排風機保守管理、冷温水発生装置保守管理	89	消防設備保守	警報設備保守管理、消火設備保守管理、避難設備保守管理
84	衛生関連設備保守	貯水槽清掃、水質検査、給水管洗浄、排水槽清掃、湧水槽清掃、浄化槽保守点検、排水管洗浄、給排水設備保守管理、(水処理施設を含む)	90	昇降機自動階段保守	エレベータ保守管理、エスカレータ保守管理
85	電気関連設備保守	受変電設備保守管理、非常用発電設備保守管理、蓄電池設備保守管理、電気一般設備保守管理(自動ドアを含む)	91	ねずみ・昆虫等防除	
			92	建物総合管理	警備、清掃、空調関連、衛生関連、電気関連にまたがる入札参加資格を有し、建物の総合的な保守管理を行うもの

県コード一覧表

- ① 申出書中、「県コード」欄及び「市町村コード」欄に記入するコードは、この一覧表によってください。
- ② 静岡県内の場合は、申出書の「県コード」欄に“22”(静岡県のコード)を記入し、さらに、「市町村コード」欄に市町村コード(3桁)を記入してください。
- ③ 静岡県外の場合は、申出書の「県コード」欄に該当する県コード(2桁)を記入し、「市町村コード」欄には何も記入しないでください。

県コード

区分	コード	区分	コード	区分	コード	区分	コード
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城县	04	富山县	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山县	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城县	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山县	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		



入札書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

入札者 住 所

氏 名

印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名

印

(名称・代表者名)

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札番号

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。



委任状

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、印
を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号

令和　　年　　月　　日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住 所

氏 名

印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名
(名称・代表者名)

印



<本人が入札参加する場合の記入例>

申込日以降で
記入日を記入

入札書

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

実印

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号
氏 名 静岡 太郎 印

印

(名称・代表者名)
共有者 氏 名
(名称・代表者名)

印

代理人氏名

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

入札金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0	0	0

入札番号
100

1ページの表を見て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごとに番号が異なりま
す。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

<代理人が入札参加する場合の記入例>

入 札 書

申込日以降で
記入日を記入

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

住所・氏名

入札者の
押印不要

入札者 住 所 静岡市葵区追手町9番6号
氏 名 静岡 太郎

印

共有者 氏 名
(名称・代表者名)
(名称・代表者名)

委任状と同じ印
(認印可)

印

代理人の
氏名・押印

代理人氏名

管財 次郎

印

印

下記入札番号の財産について、入札参加心得書記載事項を承諾の上、下記の金額で買い受けたいので、申し込みます。

記

入札
金額
記入

入札 金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0	0	0

入札番号
100

1ページの表を見
て、購入物件の
入札番号を記入
(※購入物件ごと
に番号が異なりま
す。)

- (注) 1 金額は算用数字で記入し、最初の数字の前に「金」又は「¥」を記入すること。
- 2 入札金額の訂正は行わないこと。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人の記名押印をすること。
- 4 日付は、申込日以降で記入日を記入すること。
- 5 鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用しないこと。

<代理人が入札参加する場合の記入例>

委任状

代理人の印：
入札書と同じ印
(認印可)

代理人の氏名・押印

印

印

私は、下記入札番号の財産の買受けについて、**管財 次郎**を代理人と定め、入札に関する一切の権限を委任いたします。

記

入札番号

100

委任日を
記入

1ページの表を見て、購入物件の入札番号を記入(※購入物件ごとに番号が異なります。)

令和〇年〇月〇日

静岡県知事 鈴木 康友 様

購入希望者の住所・氏名

住 所 静岡市葵区追手町9番6号

氏 名 静岡 太郎 印

印

(名称・代表者名)

共有者 氏 名
(名称・代表者名)

購入希望者の
実印

印

【参考】郵送用封筒のイメージ 入札心得書第6 4項～6項関係

郵送用封筒（簡易書留で送付すること）

委任状（代理人が入札する場合）

入札書を入れる封筒

印

印

印

納入通知書兼領収書の原本
金融機関の領収印が押印されたもの
領収書が発行されなかった場合は、
支払い済みであることを確認でき
るもの

裏面割印のうえ、
外側に入札番号
及び氏名(法人の
場合はその名称
又は商号及び代
表者氏名)を記載
すること

代理人が入札す
る場合は当該代
理人の氏名を併
記すること



物 件 調 書

【 土 地 】						
所在及び地番		伊豆市土肥字大藪212番3				
住居表示		一				
面 積	922.86m ² (実測面積)	地 目	雑種地(登記簿)	土地の形 状	台形地	
	922m ² (登記簿面積)		宅 地(現況)			
接面道路の幅員、種別、状況等	南側約26mが幅員約10mの大藪南臨港道路に等高に接面					
私道の負担等に関する事項	無					
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用 途 地 域	無		
	建 ぺ い 率	指定建蔽率 70 %	基 準 建 蔽 率	70 %		
	容 積 率	指定容積率 200 %	基 準 容 積 率	200 %		
	高さの制限	道路斜線制限	無・有	隣地斜線制限	無・有	
		北側斜線制限	無・有	絶対高さ制限	無・有	
		日影による中高層の建築物の制限	無・有			
	外 壁 後 退	無・有	壁面線の制限	無・有		
	準防火地域	無・有	防 火 地 域	無・有		
	そ の 他	津波災害特別警戒区域、高潮浸水想定区域、洪水浸水想定区域、建築基準法第22条区域、特定用途制限地域(里山環境共生地区)、港湾法(商港区)				
※ 各制限内容の詳細は、関係市町村の建築確認担当課にお問い合わせください。						
供給処理施設の状況			事 業 所 名	電 話 番 号		
	電 気	引込不可・引込可	東京電力パワーグリッド株式会社	0120-995-007		
	上 水 道	引込不可・引込可	伊豆市上下水道課上水道スタッフ	0558-83-3901		
	下 水 道	引込不可・引込可	伊豆市上下水道課下水道スタッフ	0558-83-3901		
	都市ガス	引込不可・引込可				
※ 引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。						
交通機関 (直線距離)	バ ス	東海バス「土肥漁協」バス停：物件の北東方 約100m				
	鉄 道	伊豆箱根鉄道駿豆線「修善寺」駅：物件の北東方 約17km				
公共施設 (直線距離)	役 所	伊豆市役所土肥支所：物件の南東方 約600m				
	小学校	伊豆市立土肥小中一貫校：物件の南東方 約600m				
	中学校	伊豆市立土肥小中一貫校：物件の南東方 約600m				
【 建 物 】						
所 在	伊豆市土肥字大藪212番地3					
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	未登記				
	構造・用途	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建				
	延床面積	379.32 m ²				
	建築時期	平成4年3月31日建築				
	設計等	土木事務所支所序舎として設計				
外構工事等	庭園灯、ネットフェンス、館名札、バリカー(車止め)ほか					
(◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項))						
<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地南側の道路は県沼津土木事務所で管理する臨港道路であるため、工事等で通行する場合には、許可が必要になります。 ・上下水道管は港湾占用許可を受けています。購入後の占用許可申請や占用料等については、県沼津土木事務所管理課に確認をお願いします。 ・臨港道路部分に関し、掘削工事を要する場合には事前に工事規模や内容を提示の上、県沼津土木事務所管理課と協議が必要になります。 ・本件土地は港湾法上の商港区に該当しており、現状の接道は臨港道路となっているため、建築物の建設や改築、用途変更等において、各種規制・制限がかかる可能性があります。詳細は県沼津土木事務所管理課に確認をお願いします。 						

- ・現在、上水道及び下水道に関して東側道路より隣地地中を経由して引込をしています。
- ・東側道路に温泉本管（150mm管）の埋設があります。本件土地への引込利用は可能ですが、引込工事や手続きは全て所有者負担となります。温泉利用に関しては、加入権利金と温泉利用料等が必要となります。詳細は土肥温泉旅館協同組合にお問い合わせください。
- ・本件土地は津波災害特別警戒区域内にあり、津波想定浸水深は5.0m～10.0mとなっています。
- ・本件土地は高潮浸水想定区域内にあり、高潮浸水想定浸水深は0.5m～3.0mとなっています。
- ・本件土地は洪水浸水想定区域内にあり、洪水浸水想定浸水深は0.5m～3.0mとなっています。
- ・本件土地の埋設物調査は実施していません。
- ・本件建物でアスベスト使用調査を実施しており、一部でアスベストの使用有とされています。詳細は、令和3年度旧土肥支所アスベスト含有分析調査報告書をご確認ください。
- ・本物件は現況での引渡しとなります。本物件の引渡し後、本物件でアスベストを含む修繕等に要する費用が発生したとしても、県は一切費用負担をしません。
- ・本件土地の東側の樹木が越境していますが、現状のまま引渡します。
- ・本件建物内的一部の窓の開閉が困難であったり、雨漏りが発生して一部の天井にシミや落下等がある等、経年劣化等により劣化している部分がありますが、現状のまま引渡します。
- ・書庫等の物品が一部残っていますが、現状のまま引渡します。
- ・見積精度等詳細は不明ですが、令和2年に解体に係る見積を取得したところ、解体費23,688,962円(税込)、基礎杭引抜工事32,923,000円(税込)という見積が提出されています。
- ・新耐震基準(昭和56年)以降の建物のため、耐震診断は実施していません。

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者において、現地及び諸規制等について確認を行ってください。

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります
- (5) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壤汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 建物の建築図面等がある場合は行政経営課において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、県は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、県は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。(詳しくは物件所在市町村の教育委員会にお問い合わせください。)
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合があ

ります（品質）が、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。

(14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。

(15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。

案 内 図



凡 例

売払い物件

※およその位置を示す案

内図になります。

土地の正確な形状を表
すものではありません。

公用 静岡県伊豆市土肥212-3

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製 [余白]	不動産番号	0801010209832
地図番号	N 31-1	筆界特定 [余白]		
所在	伊豆市土肥字大数	[余白]		
① 地番	②地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
212番3	雑種地	922	212番2から分筆 〔令和4年6月2日〕	

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和55年4月7日 第1573号	所有者 静岡県 順位1番の登記を転写 令和4年5月27日受付 第17770号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(静岡地方法務局沼津支局管轄)

令和7年4月23日

静岡地方法務局

登記官

藤沼正彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの中出に基づき、

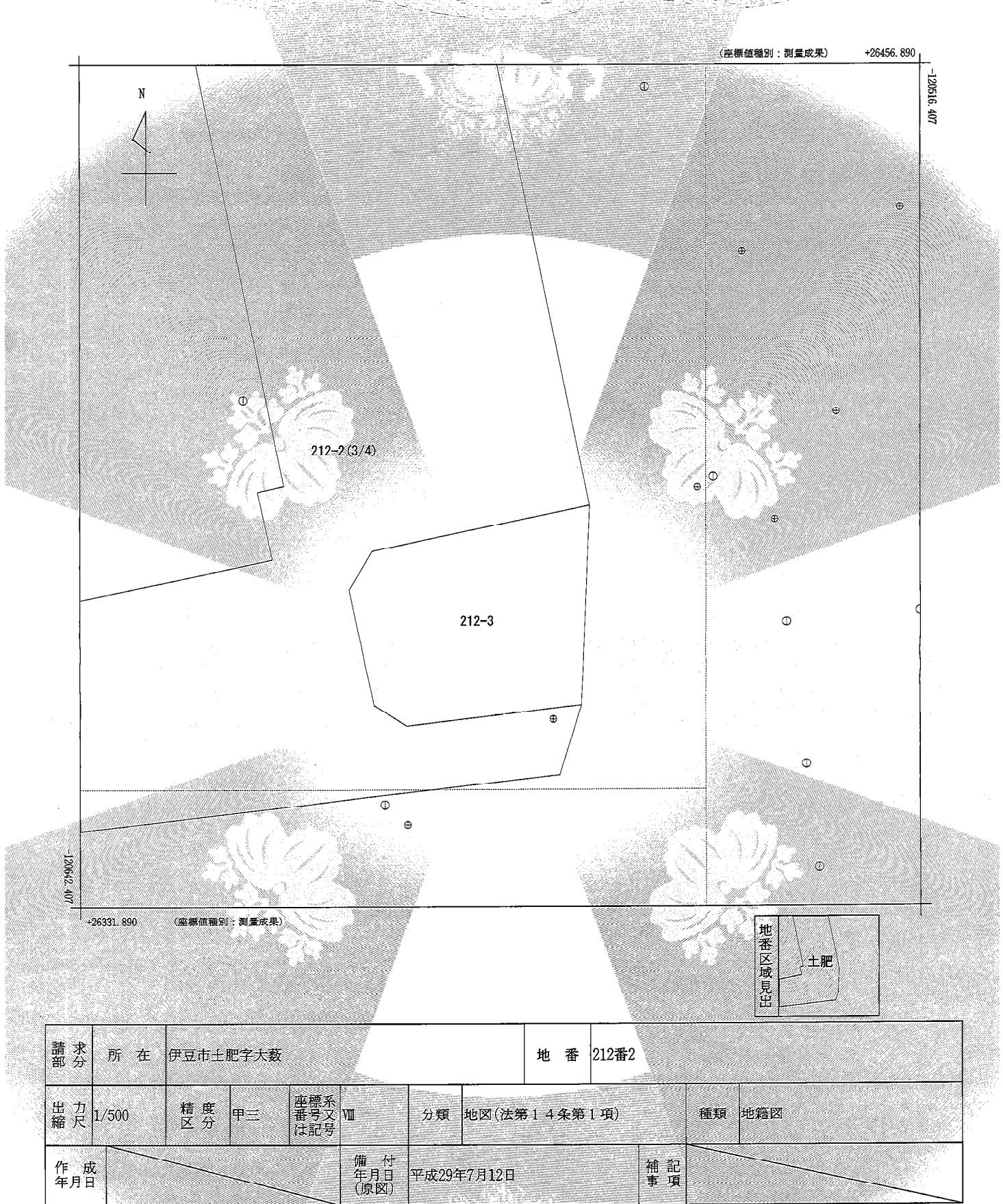
登記官が職権で、中出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K30726 (5/8)



1/1



これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局沼津支局管轄)

令和7年4月23日

静岡地方法務局

請求番号 : 30-3

(4/4)

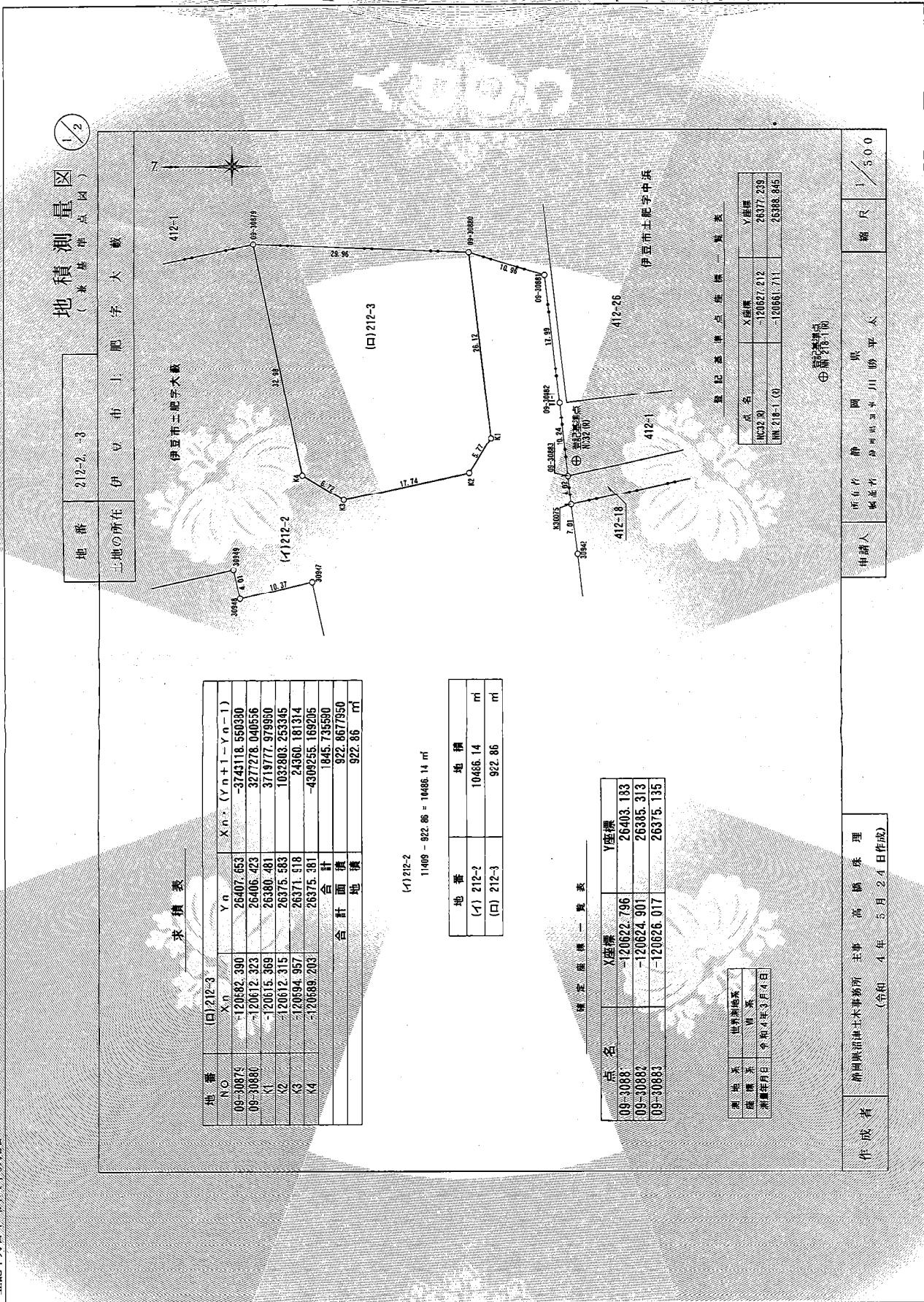
登記官

藤沼正彦



A3→A4に縮小

公用



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

静岡地方法務局沼津支局管轄

令和7年4月23日 静岡地方法務局

登記官



登記年月日：令和4年6月2日

公用

これは図面に記録されている内容を縮略した書面である。

(静岡地方法務局沼津文書管理課)

令和7年4月23日

静岡地方法務局

登記官

藤沼正彦



(2/2)

地積測量図

(全)

(2/2)

地番 212-2,-3

土地の所在 伊豆市上肥字大藏

伊豆市土肥字中浜

412-1

212-3

412-26

412-16

212-2

伊豆市土肥字大藏

61-1

61-2

61-3

申請人	静岡県立土木事務所	主事 高橋 伸	印	簿	規	1000
	(令和4年 5月 24日作成)					

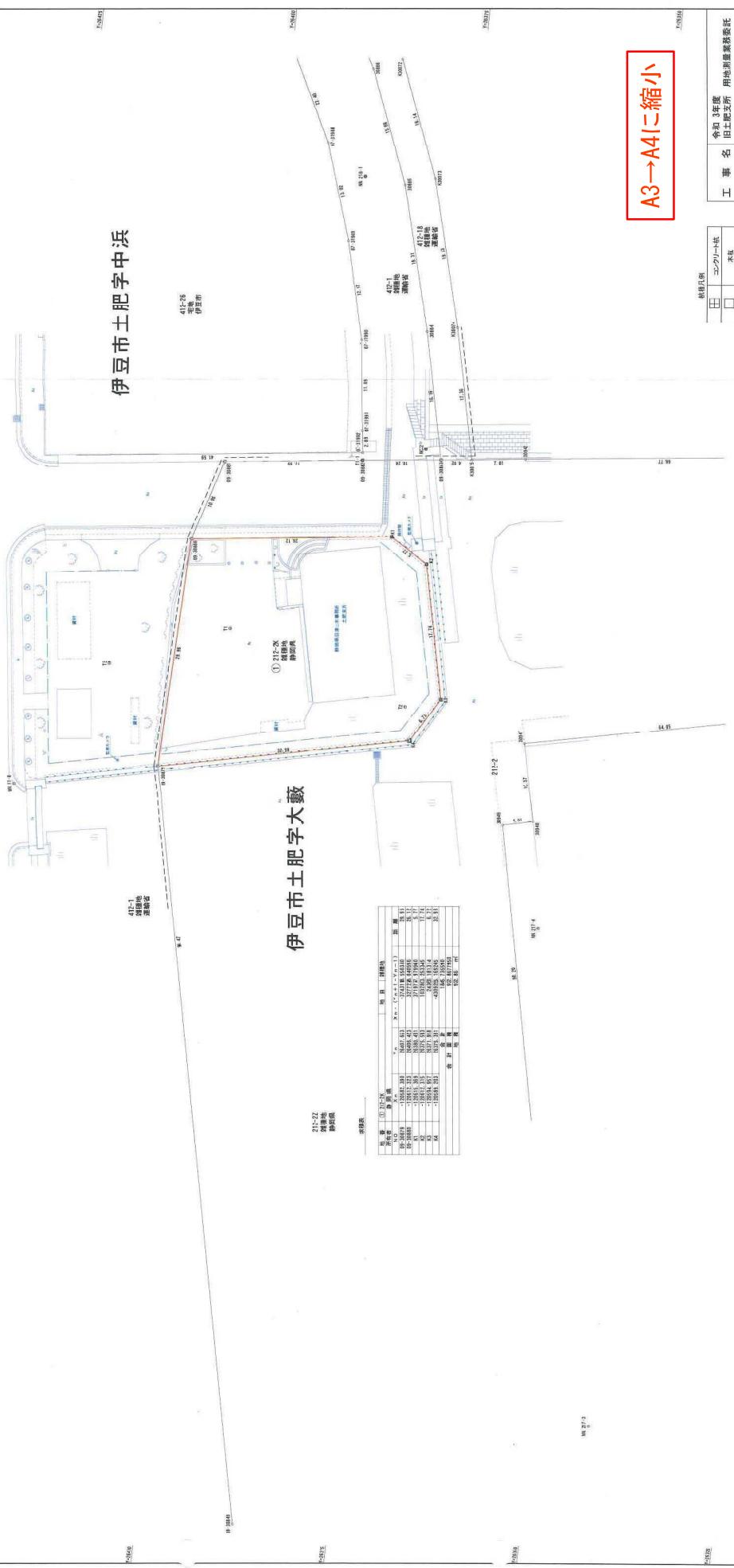
2/2

請求番号：ZT-1

A3→A4に縮小

S=1 : 250 (1 : 500)

S=1 : 250 (1 : 500)



A3→A4に縮小

工 事 名	令和元年度 旧土岐支所用地測量業務託
工 事 所	伊豆市北 地内
圖面〇種類	用地実測図
幅 度	51×250(1:500)
測量年月日	。。。
事務所名	静岡県沼津土木事務所

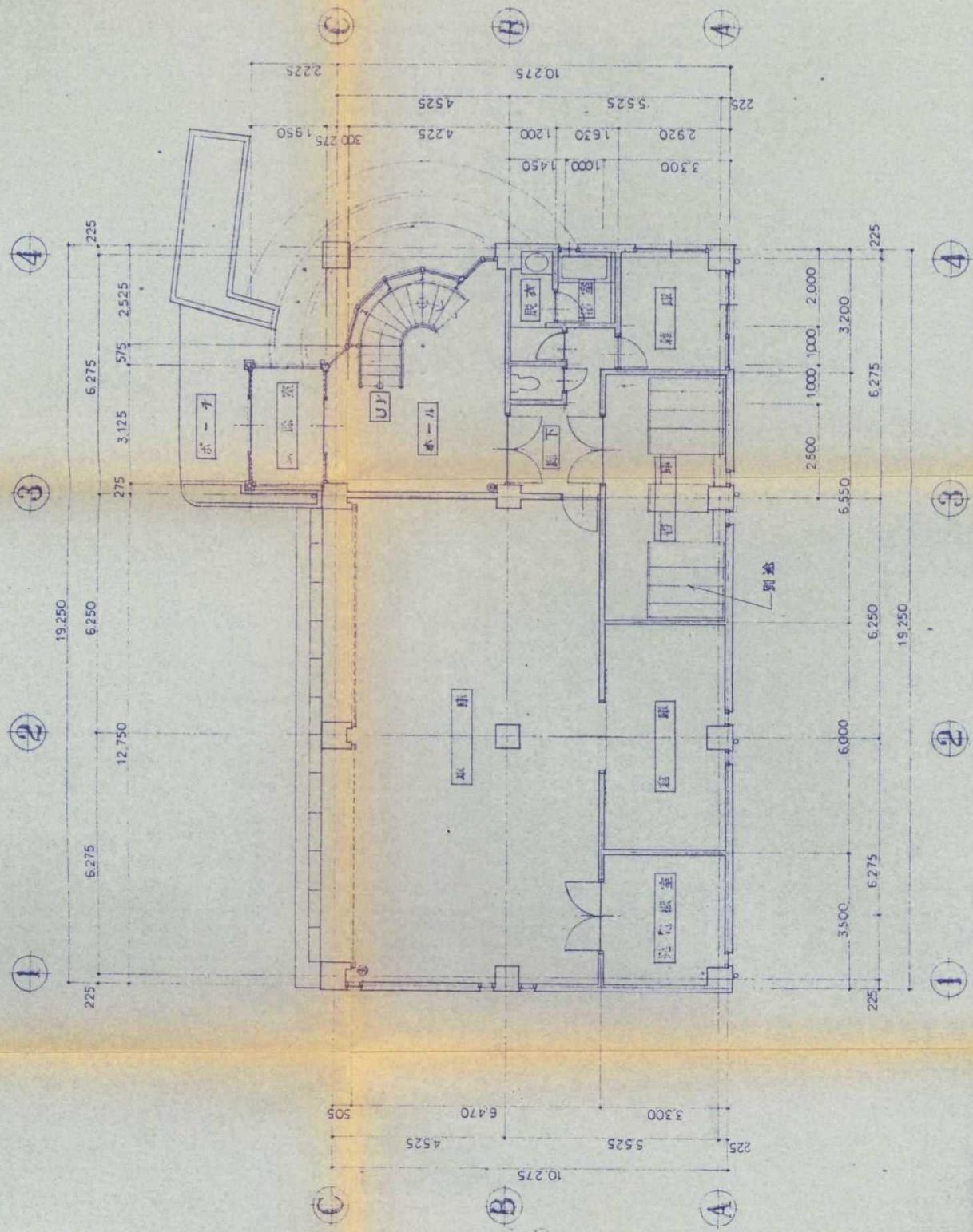
拾得凡例

1

-51-

建築工事特記仕様書					
1. 工事概要					
1. 工事名称 平成3年度					
沼津土木事務所土肥支所建築工事					
2. 工事場所 田方 土肥 土肥					
3. 敷地面積 1,000m ²					
4. 都市計画					
都市計画区域内 ○都市計画区域外					
市街化区域 市街化調整区域					
5. 用途地域 第1種住居専用地域 第2種住居専用地域 住居地域					
近隣商業地 商業地 個工業地 工業地					
工業専用地域 ○指定なし					
6. 防火地域 防火地域 庫防火地域 ○指定なし					
7. その他の地域・地区 臨港地区					
8. 工事種目 (構造、規模、面積等を様別、各階で記入)					
・ 施舎 鉄筋コンクリート 2階建					
・ 建築面積 208.2 m ²					
・ 床面積 379.32 m ²					
II 仕様					
1. 国際及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて建設大臣官房官房部監修建築工事共通仕様書(平成元年版)による。					
2. 設計図の内容に明記がない場合、又は相違ある場合は、原則として住友の指示によるほか、次の優先順位により判定する。					
(1) 現場説明会及び質疑回答書 (2) 特記仕様書 (3) 設計図 (4) 内訳明細書の記載項目					
(5) 共通仕様書					
3. 特記仕様					
1. 項目は、番号に○印のついたものを適用する。					
2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。					
③印のつない場合は、△印のついたものを適用する。					
○印と△印のついた場合は、共に適用する。					
1. 総合施工計画書 •総合施工計画書(総合仮設計画を含む)を提出すること。					
2. 各工事毎の施工計画書 ○仮設工事 ○土工事 ○地業工事 ○鉄筋工事 ○コンクリート工事 ○鋼骨工事 ○アロック、ALCパネル、PCカーテンウォール工事 ○防水工事 ○石工事 ○タイル工事 ○木工事 ○屋根及びとい工事 ○金網工事 ○左官工事 ○建具工事 ○船装工事 ○内装工事 ○輪装工事 ○排水工事 ○植栽工事					
3. 技能士上 ※技能士のある職種については出来る限り技能士(1級または1級同等以上)のもとに作業させるようにつとめること。					
一般 1級技能士現場常駐制度(1級技能士によることができない場合は監督員と協議の上、同等以上の2級技能士によることができる。) ※通用しない ・適用する ※通用作業は現場説明書による。					
共通 4. 電気担当技術者 •適用する •適用しない					
5. 設備工事との取扱 施工範囲 ※壁、天井の土下材下地材の切込み及び下地材の補強 ○鉄筋コンクリート貫通孔、開口部の補強鉄筋					
6. 発生材の処理 •引渡しを要するもの() ※建設廃材の処分にあたっては建設廃材処分計画書を提出すること。					
7. 設計 G L ※図示					
8. 完成写真					
2. 假設工事	分類	規格	ファイル	部数	摘要
	サービス判	・工事写真帖	△	部	コヨ同等品
3. 仮設工事	辛カラー	・キャビネット	・フリーアルバム	部	
	モノクローム	・全紙パネル	△	部	
	スライド	・	△	部	
ネガ ※不要 •要					
4. 監督員事務所 ※設ける ・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・5号 ・() m程度 ○設けない					
5. 工事用電気 構内既存の施設 利用できる(※有償 ・無償) 利用できない					
6. 工事用水 構内既存の施設 利用できる(※有償 ・無償) 利用できない					
7. 仮設工事					
・有刺鉄線・H=1.2m(柱間1.8m 控間3.6m 柱切丸太75φ 有刺鉄線#14 60本) ・H=1.5m() ・H=1.8m()					
III 地盤					
1. 填土及び盛土					
・生子亜鉛鉄板 H=1.8m(柱間1.8m 控間2.7m 柱、控柱、横路パイプ28.6φ) ○合板パネル網 H=2.0m(柱間1.8m 控間3.6m 刷毛4段 合板型枠使用) ・万能鋼板網 H=3.0m(柱間1.8m 控間2.7m 刷毛3段 柱、控柱鋼板共48.6φ)					
2. 残土処分					
※構外搬出適切処理 ○構内指示場所に敷均し ・構内指示場所にたい積					
3. 設計地耐力 () t/m ²					
4. 水管					
5. 山止め					
IV 地盤					
1. 既製コンクリートくい地業及び鋼くい地業					
(4.2.1)(4.2.3)(4.3.1)(4.3.3)(4.5.2)(4.5.3)					
・遠心力 鋼筋コンクリートスレートコンクリートくい ・プレストレストコンクリートスレートコンクリートくい ・高強度プレスレートコンクリートくい ・外敷钢管付コンクリートくい ・鋼管くい					
規格・材質 JISA5310 JISA5335 認定品 認定品 JISA5525 JISA5526					
※ 1種 A種 ()種 ()種 SKK400 SHK400					
※ 2種 B種 C種 ()種 ()種 SKK490 SHK490M					
長さ(m) 35					
断面寸法(mm) 400					
既製管材持力(t/本)					
組手 ○あり なし					
組手工法 ※アーチ溶接					
組手形状 ※JISA5526 ※図示					
先端形状 半閉半平たん形 半開放形					
先端部補強 半4.3.1図 半4.3.1図 ※図示					
V 工法					
(4.2.2)					
・打撃工法 ・打撃機 ディーゼルバイルハンマー ・油圧バイルハンマー					
・プレボーリング 深さm() 径mm()					
・セメントミルク工法 ○回転抜き根固め工法(基準法38条認定工法)					
支持力 4.8t/t/本					
2. 場所打ちコンクリートくい地業					
(4.4.3) (5.1.1)					
・辛異形鉄筋 ※A種 B種					
鉄筋のかぶり厚さ 100mm()					
コンクリートの種別 A種 B種					
掘削工法 アースドリル工法 リバース工法 オールケーシング工法					
3. 試験くいの施工報告書 (4.5.2) (4.5.5) (4.5.6)					
試験くい ○あり ※最初の一本 ○図示の通り					
・なし くいの種類 ※本くいと同じ くいの寸法 ※本くいと同じ					
・長さ(m) 径(mm)					
打撃工法 計算支持力(t/本) 支承支持力の算定方法 並昭和46年1月29日建設省告示第111号					
5. 設置後の放置期間					
最大荷重(t)					
試験方法 実荷重載荷方式 反力くい方式 反力くい、実荷重併用方式					
6. 砂利地業 材料					
(4.7.1)					
※クワッシューラン C-30					
・切込み砂利 ・切込み砕石					
工法 地業厚さ 60mm() ○図示による					
5. 油コンクリート地業 厚さ 60mm() ○図示による					
6. 防護層 ポリエチレンフィルム 厚さ 0.15mm()					
重ね巾 250mm()以上					

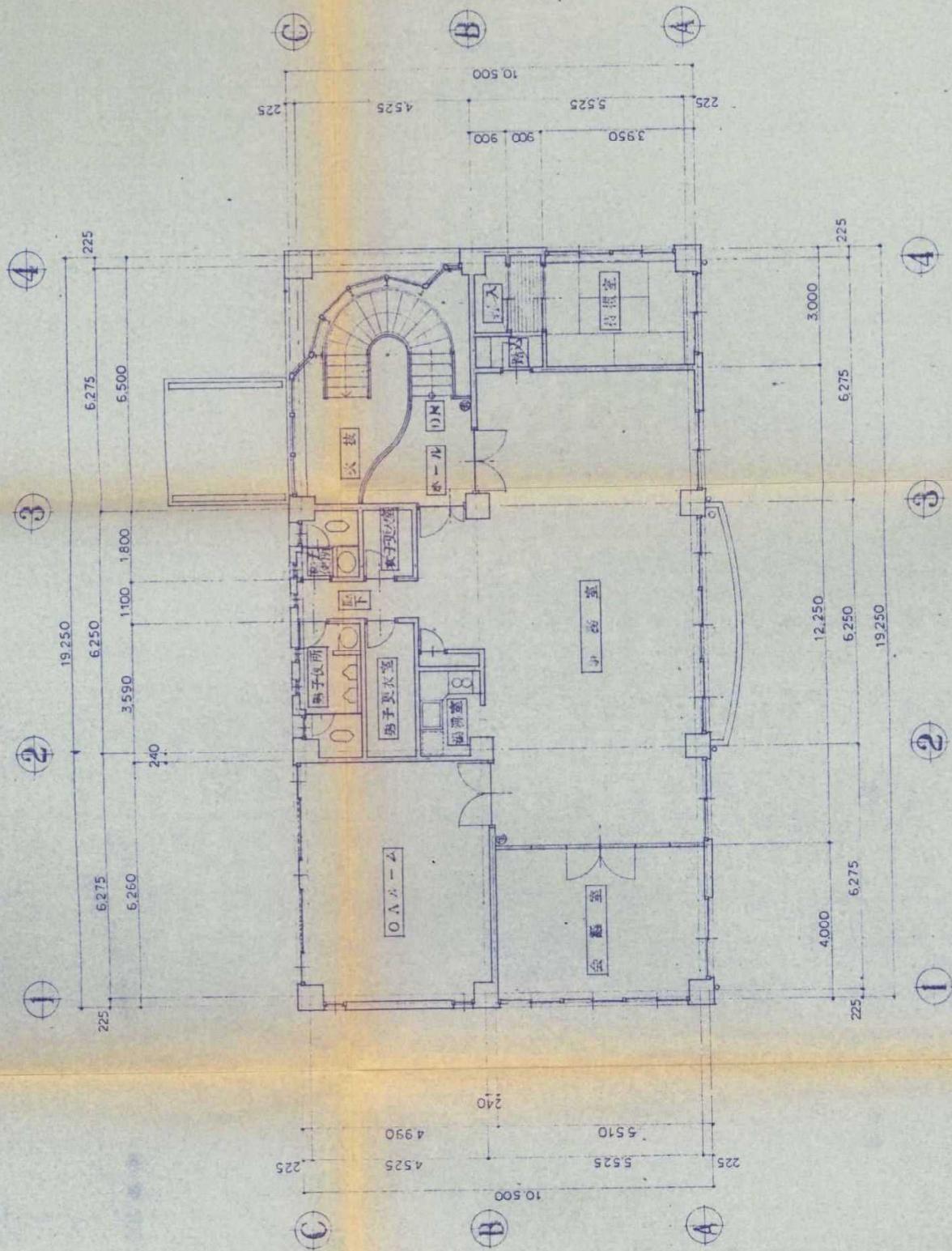
L 材 料	5 鉄 筋 工 事	異形鉄筋			(5.1.1) (5.1.2)								
		種 別	規 格 (mm)	適 用 場 所									
		・ S R 295 A	10 13 16 19 22										
		・ S D 295 B											
		・ S D 345											
		・ S D 390											
溶接金剛						(5.1.3)							
鋼目の形状、寸法													
鉄筋の径													
2 加工及び組立						(5.2.1)							
鉄筋の組手													
・重ね組手													
○ガス圧接		・径16mm以上		・径19mm以上		○(径22mm以上)							
・径25mm以上													
鉄筋のかぶり厚さ						(5.2.2)							
・S 2.5 表による													
・耐久性不利な箇所													
くい頭補強 空A型						(5.2.3)							
はり貫通孔の補強		・H型		○MII型		M型							
・既製品 (施工監理指針参考の上使用のこと。)						(5.2.11)							
3 ガス圧接						(5.3.4)							
検 食													
引張試験		※する		・しない									
超音波探傷試験		・する		※しない									
4. 設計基準強度						(6.1.2)							
F o (kg/cm ²)		適 用 範 囲											
・ 2 4 0													
○ 2 1 0		躯 体											
普通		・ 1 8 0											
・ 1 5 0													
○ 1 3 5		塔 コン											
・													
・ 2 4 0													
軽量		・ 2 1 0		・ 1 8 0									
○ 1 3 5		屋 上 防 水 押 王											
5. コンクリートの製造						(6.1.3)							
・レジーミックスコンクリート		※上類		・I類									
・現場練合コンクリート													
6. 普通コンクリートの材料						(6.2.1) (6.10.1)							
セメントの種類													
・普通ポルトランドセメント													
・引強ポルトランドセメント													
・高炉セメント (A種)													
・シリカセメント (A種)													
・フライアッシュセメント (A種)													
・高めセメント (B種)													
骨 材						(6.2.2)							
粗骨材		空砂利											
・碎石 (JIS A 5005-A種) 又は高炉スラグ碎石 (JIS A 5011-B種) の混合率30%以下の砂利													
細骨材		空川砂											
・砂砂 (JIS A 5004-A種) を混合した川砂													
粗骨材の最大寸法		砂 利 ※25mm											
砂石等 ※20mm		・ 40mm		・									
粗骨材の粒度含有量		※ 0.04%以下											
アルカリ骨材反応抑制策													
企建設者技術審議官通達													
「平成元年7月17日付け建設省技調免第370号アルカリ骨材反応抑制策」													
企建設者官部監督課長通達													
「平成元年7月17日付建設省監営第15号 (アルカリ骨材反応抑制策について)」の適用について													
混和材料		・混和剤 ※AE剤又はAE減水剤標準形1種											
・混和材 ※フライアッシュ													
4. 普通コンクリートの調合		試験り		※行わない		(6.3.1)							
・行う													
所要スランプ (CM)						(6.3.2)							
目 込み 場 所		基 準		基 準 は 里		往、はり、床版、壁							
所要スランプ		※ 1 5		・ 1 8		・ 1 8							
所要空気量		※ 5 %											
単位水量		※ 185 kg/m ³ 以下				・ 200 kg/m ³ 以下							
単位セメント量の最小値		※ 270 kg/m ³				・ 280 kg/m ³ (圧送工法の場合)							
水セメント比		※ 0.65 %以下											
コンクリート中の遊物質		※ 0.30 kg/m ³ 以下											
コンクリート中の塩化物の試験		※											
企建設者官部監督課長通達		「昭和61年6月25日建設省監営第25号 (コンクリート中の塩化物超量規制について)」の適用について」											
※150m ² ごと又はその端数につき1回以上、ただし最初の測定は打込み当初とする。													
5. 軽量コンクリート		種 別				(6.7.2) (6.7.1表)							
種 别		所要乾燥単位容積重量 (t/m ³)		適 用 場 所									
1種		18		屋 上 防 水 押 王									
所要空気量		※ 5 %				(6.7.5)							
6. 寒中コンクリート		寒 中 コンクリートの適用				(6.8.3)							
・あり		※なし											
調合強度を定める材令													
7. 無筋コンクリート		相骨材の最下寸法				(6.9.2)							
※25mm以下		・ 40mm以下		・規定しない									
骨材中の塩分含有量		※ 0.04%以下											
8. 試験 材 料		適 用 場 所				(6.9.3) (6.9.1表)							
F o (kg/cm ²)		ス ラ ン プ		施 工 場 所									
・ 1 8 0		・ 1 8		・									
・ 1 5 0		・ 1 5											
9. 床 コンクリート		※90日以内かつ算定温度が420° D・D12 F											
初期養生を行う期間						(6.8.5)							
※圧縮強度が50kg/cm ² 未満													
10. 型		合板せき板の種別				(6.13.1)							
・「コンクリート型わく用合板の日本農林規格」の規格品で厚さ15mm													
()													
※「コンクリート型わく用合板の日本農林規格」の規格品で厚さ12mm													
()													
・「コンクリート型わく用合板の日本農林規格」による厚さ12mm													
()													
コンクリート打放し仕上げ						(6.13.3)							
・A種 ()													
・B種 ()													
・C種 ()													
11. 調査		鋼材の種別				(7.2.1)							
○ J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)													
・ S S 400		・ S S 499		・ S S 540									
・ J I S G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)													
・ S M 490 A		・ S M 490 B		・ S M 490 C									
・ J I S G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)													
・ S M A 400 A W		・ S M A 490 A W		・ S M A 490 B W									
○ J I S G 3444 (一般構造用炭素鋼管)													
・ S T K 400		・ S T K 490		・ S T K 540									
○ J I S G 3466 (一般構造用角形鋼管)													
・ S T K R 490		・ S T K R 490		・ E N D T 490									
○ J I S G 3350 (一般構造用軽量形鋼)													
・ J I S G 3352 (ダッキプレート)													
高力ボルトの種類		(7.2.2) (7.2.4)											
○ J I S の高力ボルト													
・特殊高力ボルト													
○ 融融垂鉛めっきボルト													
・普通ボルト													
ターンバックル		(7.2.6)											
脛 骨 材		※割合式											
・ボルト		※ボルト板											
2. 高力ボルト接合		トルク係数値及び軸力の確認				(7.4.1)							
トルク係数値の確認試験 (J I S の高力ボルト及び融融垂鉛めっきボルト)													
・する ○しない													
軸力の確認試験 (特殊高力ボルト)													
・する ■しない													
3. 密 接 接 合		検査				(7.5.9)							
試験の種別		試 験 地		試 験 数		備 考							
・超音波		・ 放 射 線		・ マ ク ロ		・ 放 射 線 試験							
・探傷試験													
・マクロ試験						エンドタブ使用							
4. 装		さび止め塗装				(7.6.1)							
・耐火被覆材面の塗装													
5. 耐 火 被 覆		種 別 及 し 所 能				(7.7.1)							
種 別		材 料 及 し 工 法		性 能									
・ラス張りモルタル		15号3筋による		・ 乾 式		建築基準法に基づく認定品							
・耐火材吹付け		ロックウール		・ 潜 式		建築基準法に基づく認定品							
・耐火大板		・ 壁 板				建築基準法に基づく認定品							
静岡県		検査				作 図							
沼津土木事務所土肥支所建築工事設計図						図面							
日 付		特 記 仕 様 書 (1)				A 1							



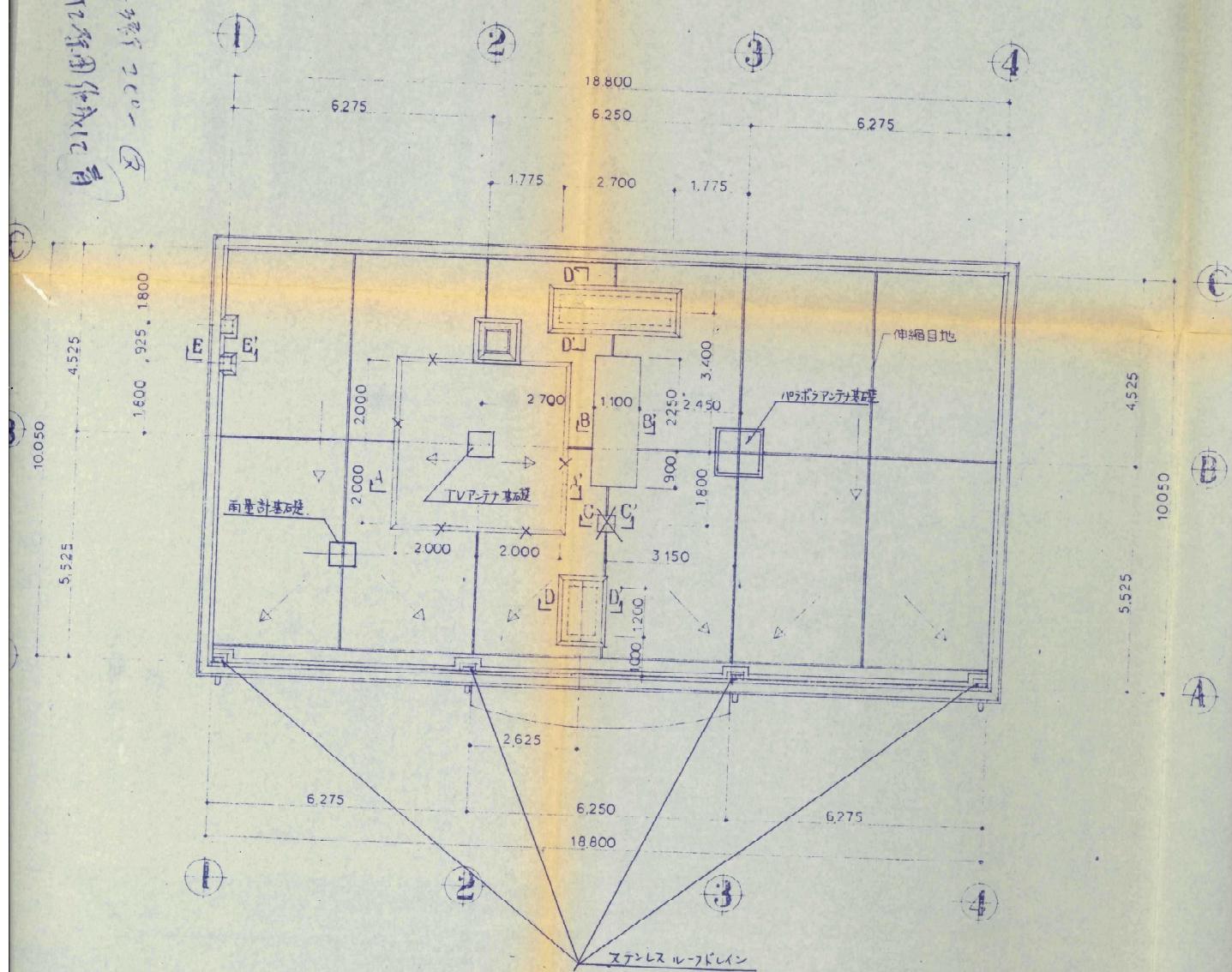
縮尺不明



縮尺不明



2144-2-1
新規用意



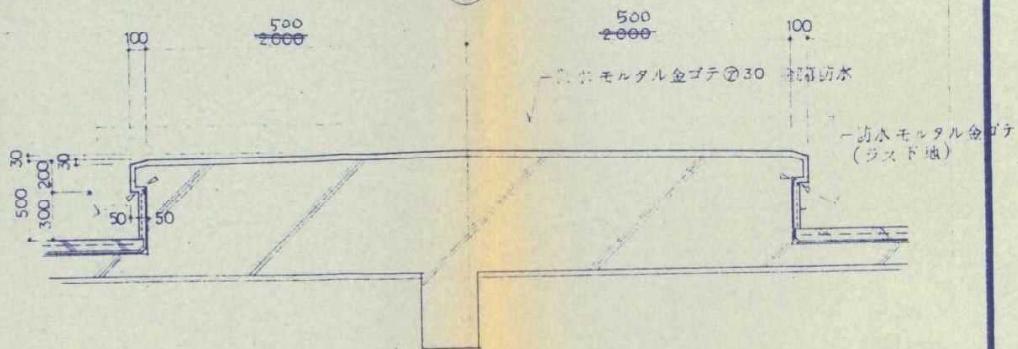
縮尺不明

株式会社 稲田建築
沼津市本字子木
CHECK () CHECK () CHIE
CHECK () CHECK ()

A-A' 断面図 (パラボラアンテナ基礎)

S=1:30

2

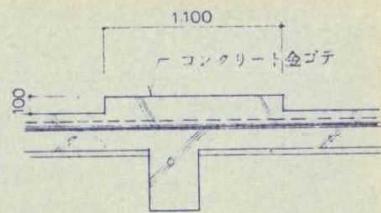


B-B' 断面図 (空調室外機基礎) S=1:30

C-C' 断面図 (雨屋計基礎) S=1:30

- パリ TVアンテナ基礎 -

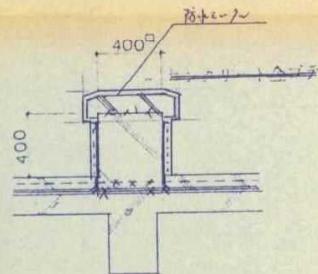
C



10.050

4.525

B

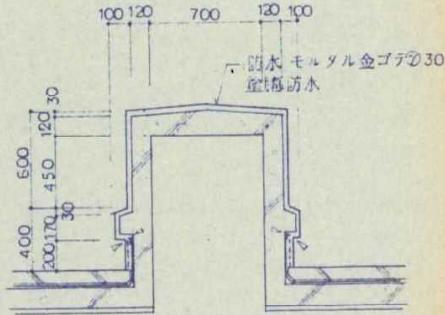


5.525

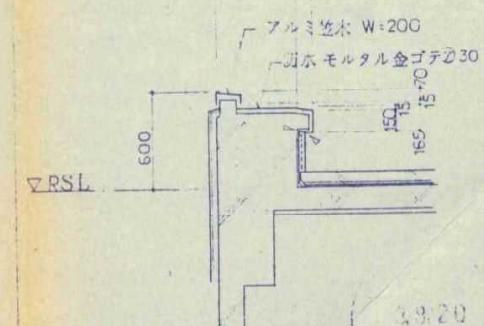
A

D-D' 断面図 (P.S.立上り)

E-E' 断面図 (パリアンテナ基礎) S=1:30



200 350 100



朱書き部分を変更する

株式会社 稲田建築設計事務所 沼津市本字千本郷林1907-3 TEL (0559) 63-8040(代表) FAX (0559) 63-8194	沼津上木事務所土肥支所建築工事設計図	R階平面図・詳細図
CHECK CHIEF DRAW	NO. NO. A-10	SCAL 1:100 1:30 DATE

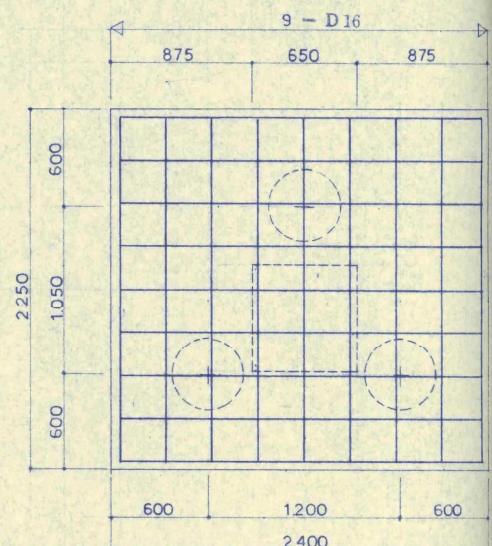
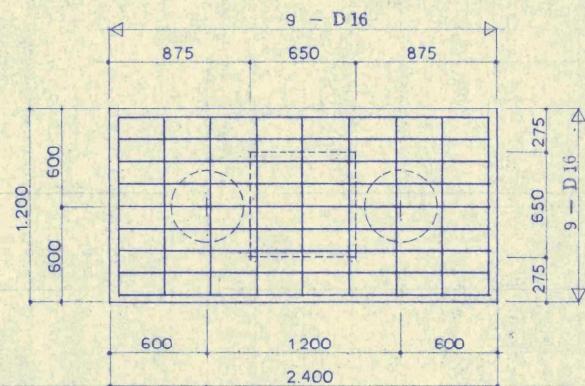
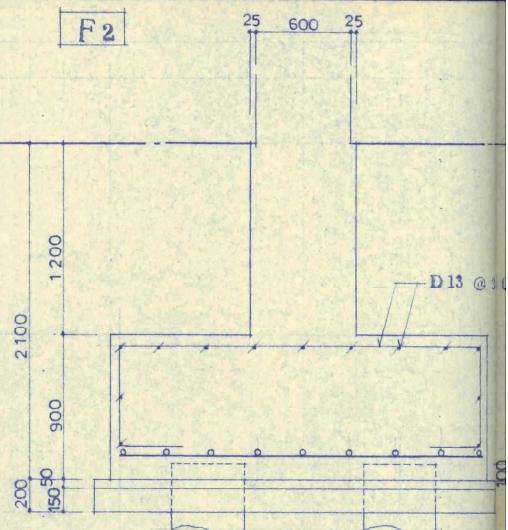
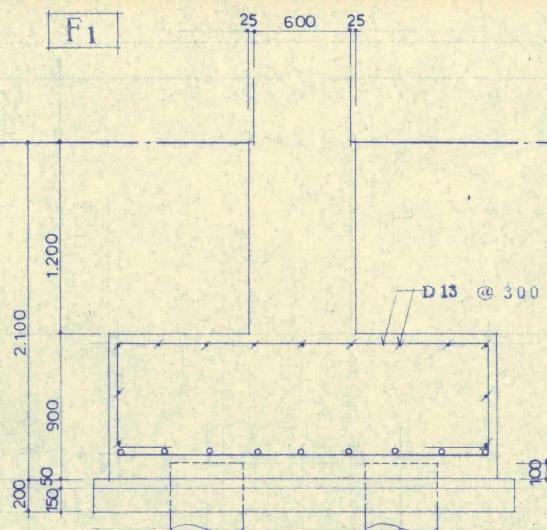
縮尺不明

基礎リスト
S=1:30

F1

F2

▽ GL

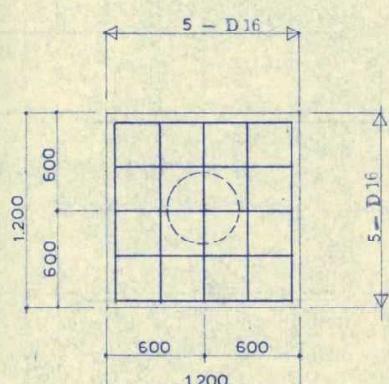
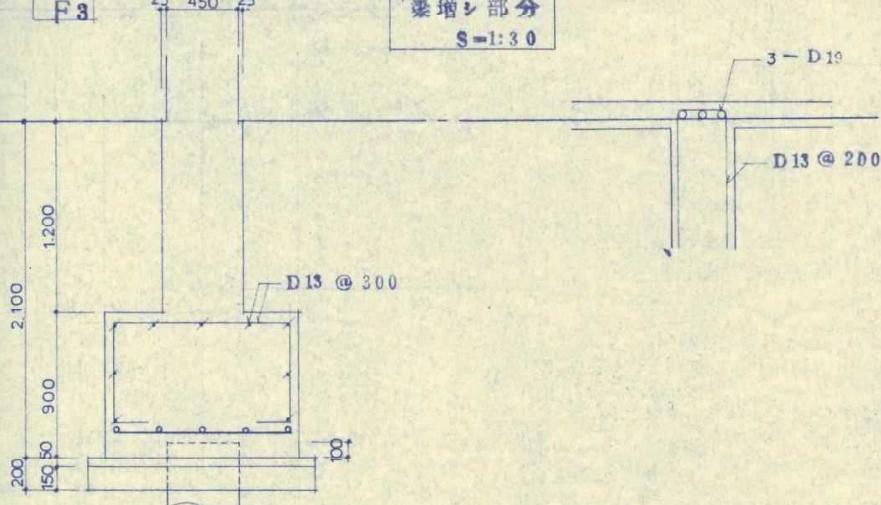


地中梁リスト S=1:30

記号	FG1			FG1A			FG2-4-6-8			FG3-7	
	外端	中央	内端	全断			外端	中央	内端	端部	中
形状											
サイズ	400 × 1,200			400 × 1,200			400 × 1,200			400 × 1,200	
上端筋	4 - D22	2 - D22	4 - D22	5 - D22	4 - D22	2 - D22	5 - D22	4 - D22	2 - D22	4 - D22	2 - D22
下端筋	4 - D22	3 - D22	3 - D22	5 - D22	4 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22	3 - D22
腹筋	4 D10			4 D10			4 D10			4 D10	
巾止メ	D10 @ 600			D10 @ 600			D10 @ 600			D10 @ 600	
S.T.P.	D13 @ 200			D13 @ 200			D13 @ 200			D13 @ 200	

縮尺不明

F 3

25 450^φ 25梁増し部分
S=1:30

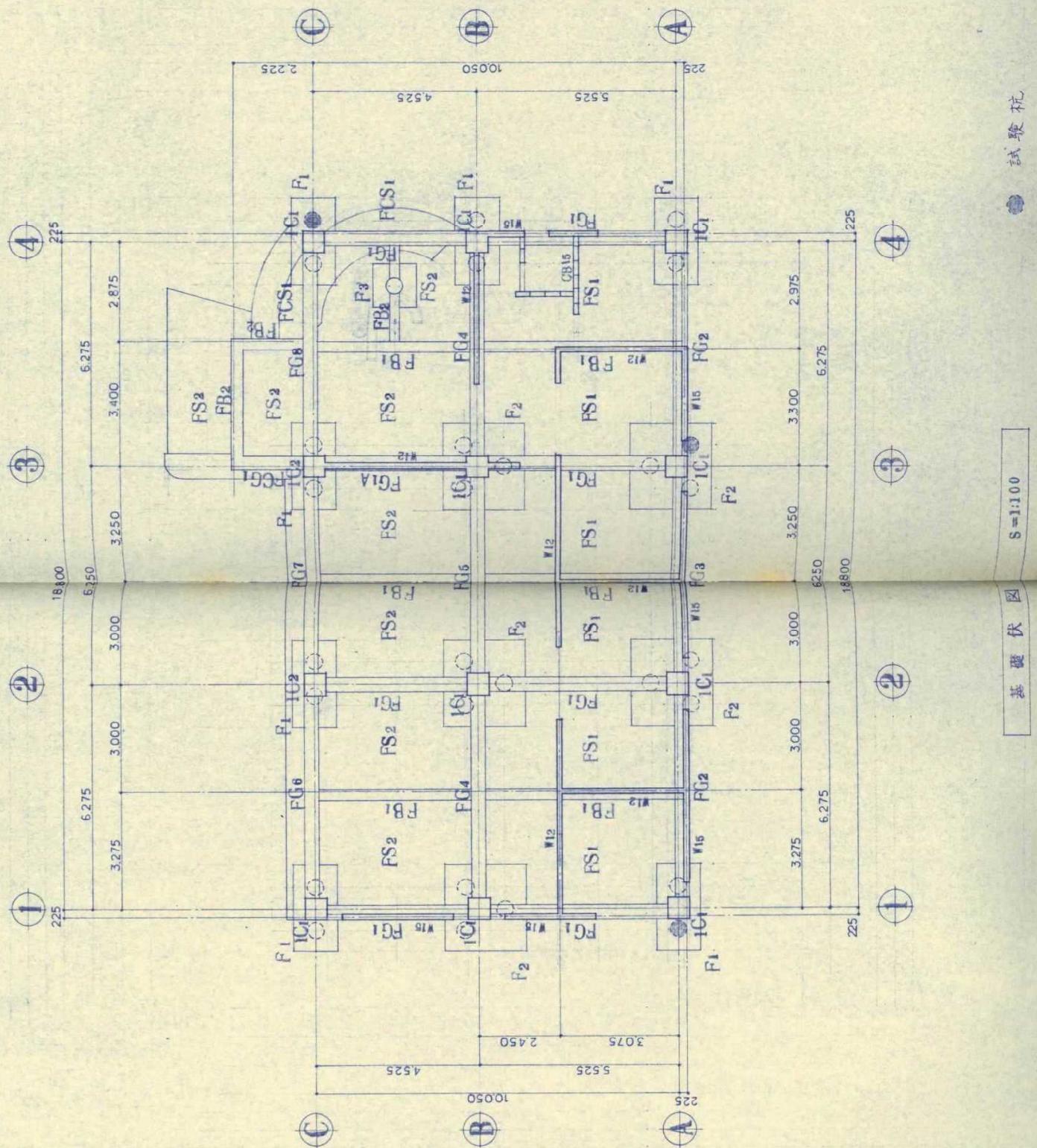
杭仕様
P.H.C. 400^φ
杭長 35m (A A B)
回転ミルク根固め工法

縮尺不明

	FG5		FCG1		FB1		FB2	
央	端部	中央	全断		端部	中央	全断	
	400 × 1,200		400 × 600		300 × 600		300 × 600	
- D22	5 - D 22	2 - D 22	4 - D 22		4 - D 19	2 - D 19	4 - D 19	
- D22	3 - D 22	3 - D 22	4 - D 22		3 - D 19	3 - D 19	4 - D 19	
	4 D 10		2 D 10		2 D 10		2 D 10	
	D 10 @ 600		D 10 @ 600		D 10 @ 600		D 10 @ 600	
	D 13 @ 200		D 13 @ 200		D 10 @ 200		D 10 @ 200	

3.8.20
印
3.8.20
印

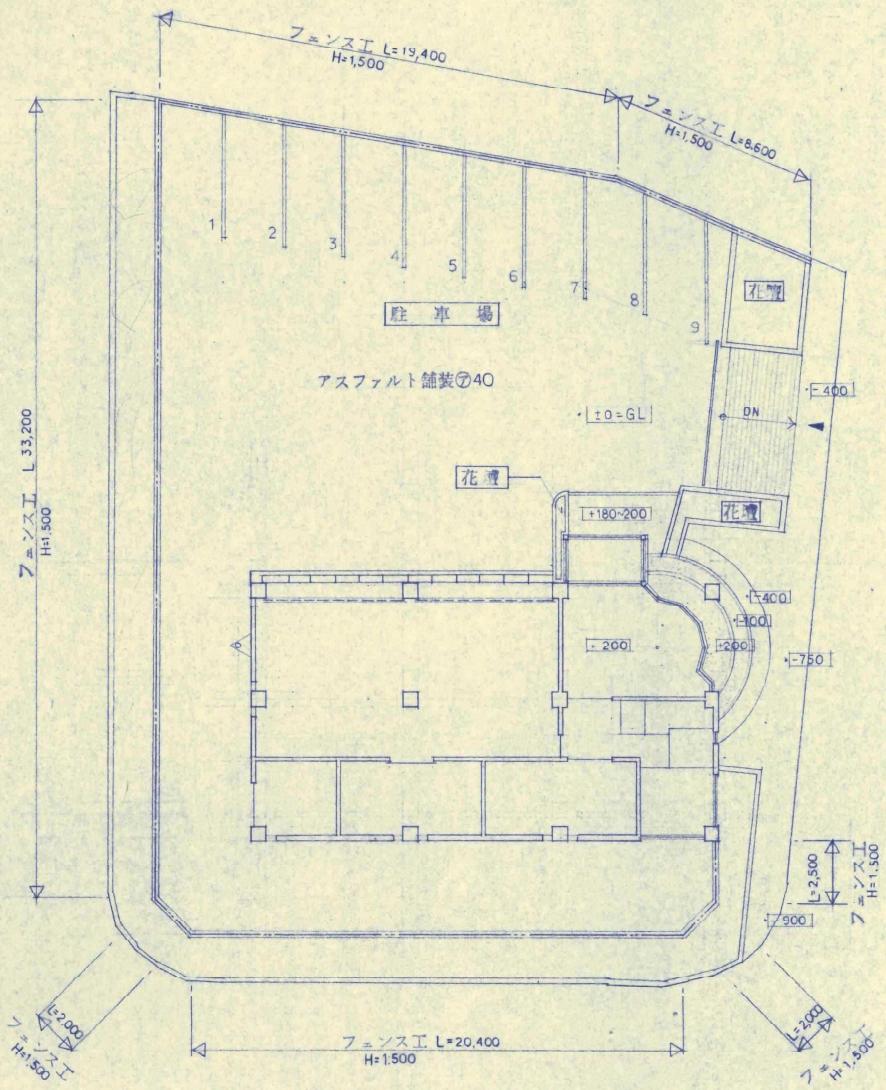
株式会社 稲田建築設計事務所 沼津市本字千本郷林1907-3 TEL (0559) 63-8040(代表) FAX (0559) 63-8194	沼津土木事務所土肥支所建築工事設計図	基礎・地中梁リスト
ECK CHECK CHIEF DRAW	NO.	NO. C - 4 SCAL 1:30 DATE



縮尺不明

外構配置図

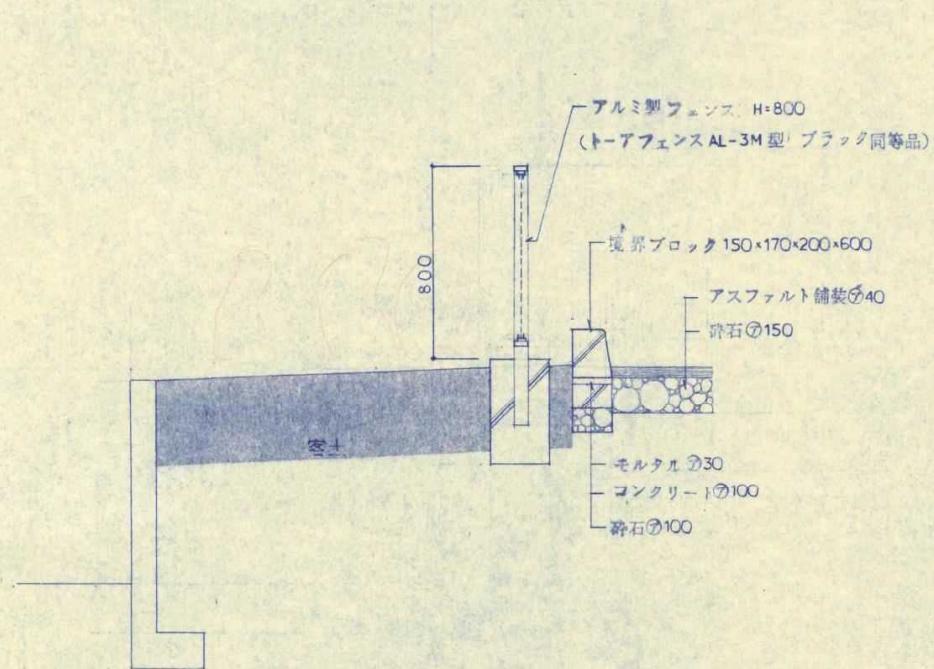
S=1:200



縮尺不明

境界部分詳細図

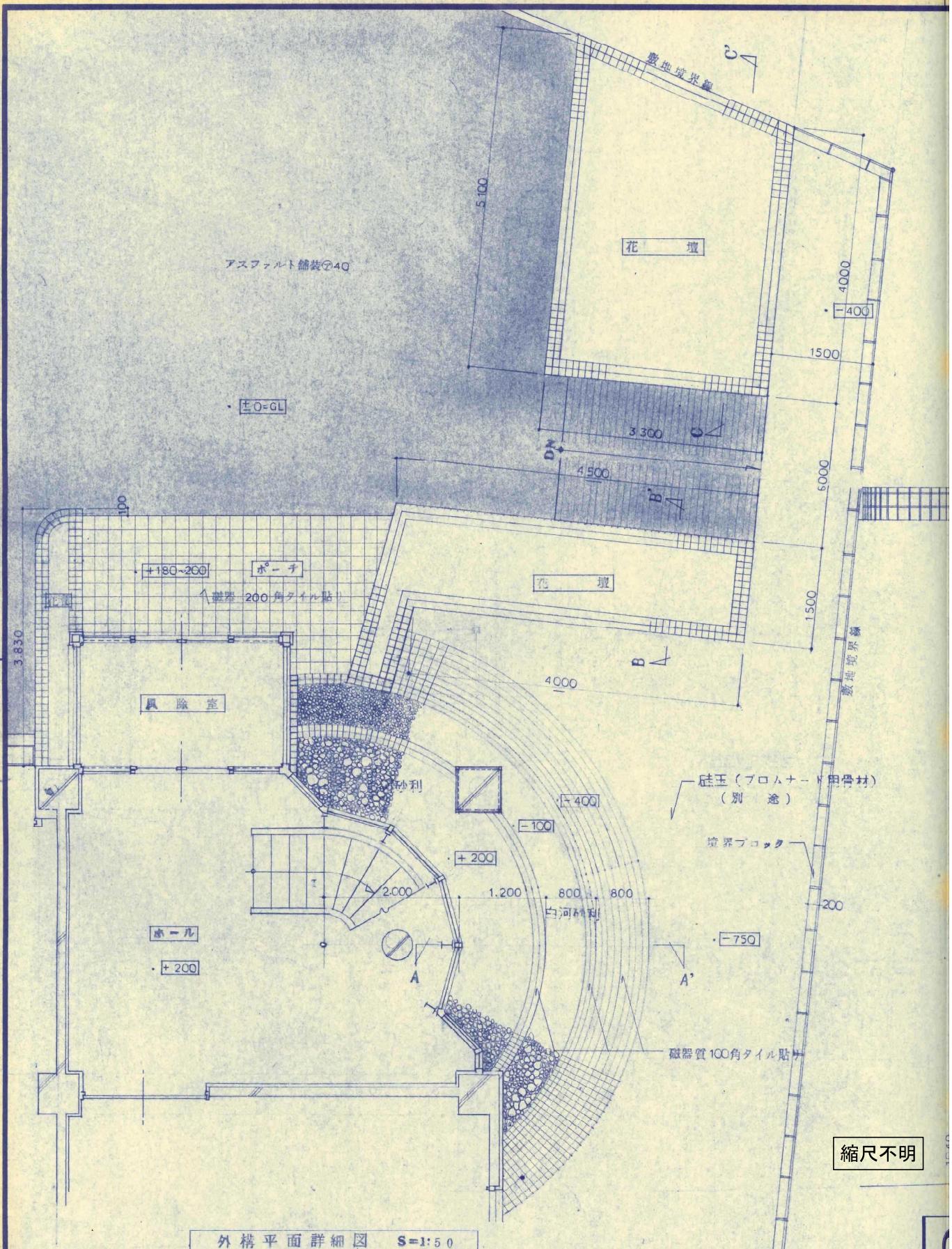
S=1:20

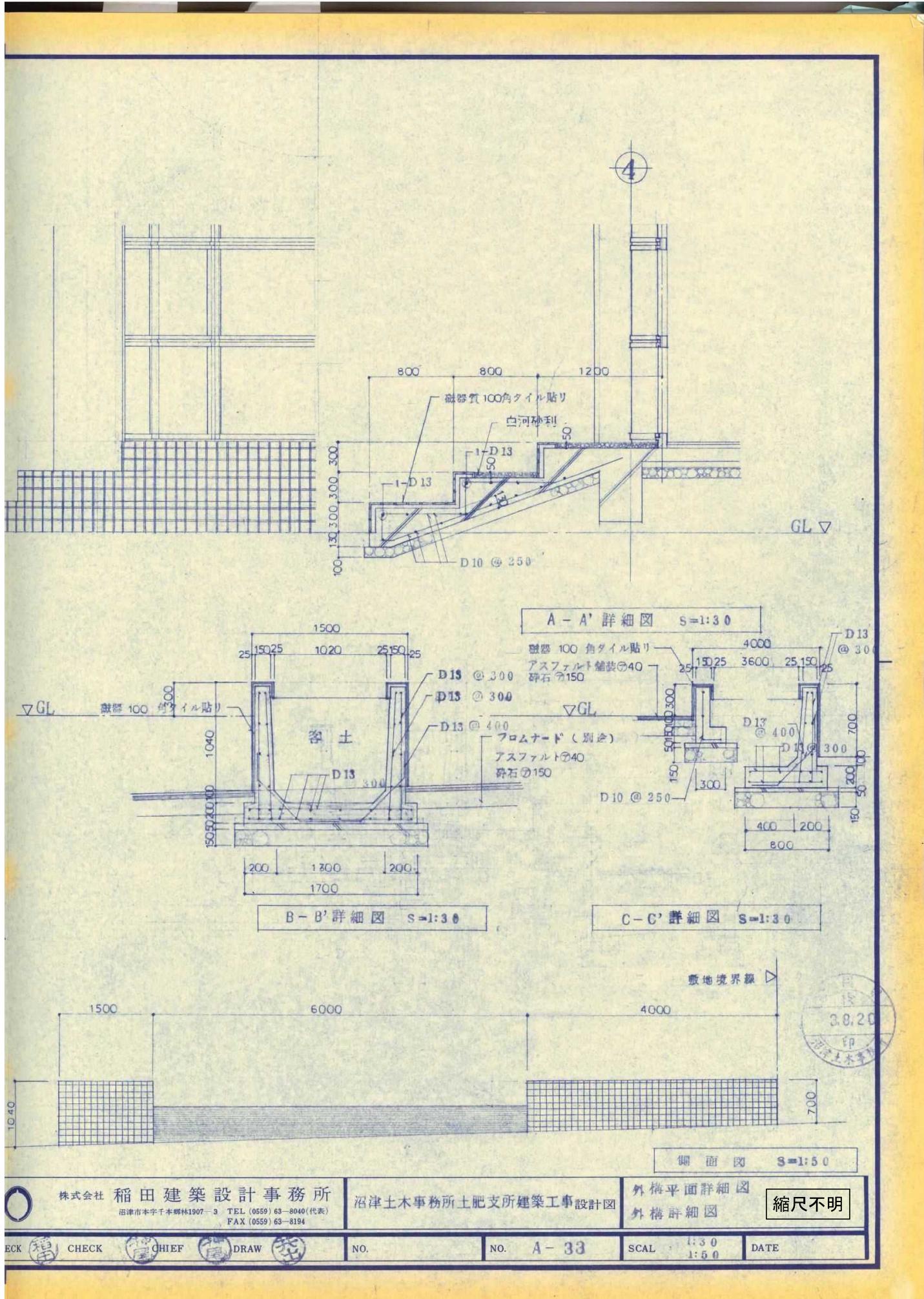


縮尺不明



株式会社 稲田建築設計事務所 沼津市本字千本郷1907-3 TEL (0559) 63-8040(代表) FAX (0559) 63-8194			沼津土木事務所土肥支所建築工事 設計図 外構配置図 外構詳細図		
ECK	CHECK	CHIEF	DRAW	NO. A-32	SCAL 1:200 DATE





令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査

報 告 書

令和 4 年 2 月

株式会社 エコアップ



目 次

1. 業務概要 p.1
2. 分析方法 p.1
3. 分析結果 p.2

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
- (2) 履行期間 着手 令和 4 年 2 月 7 日
完了 令和 4 年 3 月 18 日
- (3) 調査目的 旧土肥支所の解体工事等における飛散防止対策及び廃棄物処理が必要な箇所を把握するため、調査を実施するものである。
- (4) 調査概要 アスベスト含有建材等の分析調査個所（表.1）から採取し、定性分析（JIS A 1481・1）を行う。

表.1 アスベスト含有建材等の分析調査箇所

No.	施設名称	部位	場所	仕様	検体数
1	沼津土木事務所 旧土肥支所	内部壁	1 階ホール	モルタル金ゴテ下地吹付タイル	1
2	〃	内部壁	2 階ホール	モルタル金ゴテ下地吹付タイル	1
3	〃	内部壁	階段	吹付タイル	1
4	〃	外壁	外壁	コンクリート打放し吹付タイル	1
5	〃	巾木	2 階事務所	ソフト巾木	1
6	〃	天井	1 階車庫	LGS 下地 石綿ケイ酸カルシウム板	1
7	〃	天井	2 階湯沸室	LGS 下地 石綿ケイ酸カルシウム板	1
8	〃	サッシ (シーリング)	2 階会議室		1

2. 分析方法

- (1) JIS A 1481・1 による定性分析（アスベスト分析）

1) 実体顕微鏡観察

実体顕微鏡の台の上にシャーレ等の容器におき、その中に試料を適量入れ、ピンセット等を使って試料全体を詳しく探索し、アスベスト状纖維の有無を確認する。

2) 標本の作製

実体顕微鏡観察の結果、アスベスト状纖維を見つけたときは、アスベスト状纖維をスライドガラスの上にのせ、浸液を適量滴下し、カバーガラスをかぶせて標本とする。

アスベスト状纖維が見つけられなかった場合は、無作為に試料の一部を分取してスライドガラスの上にのせ、浸液を適量滴下し、カバーガラスをかぶせて標本とする。

また、有機物等の不純物が多い場合は、電気炉を用いて 485 度で 10 時間かけて灰化した

試料の一部を分取してスライドガラスの上にのせ、浸液を適量滴下し、カバーガラスをかぶせて標本とする。

3) 偏光顕微鏡による同定

偏光顕微鏡において、アスペスト状纖維を同定する。

3. 分析結果

旧土肥支所のアスペスト含有建材等の分析調査個所から採取した建材の分析結果を表.2～表.9に示す。

表.2 沼津土木事務所旧土肥支所 1階ホール 内部壁 モルタル金ゴテ下地吹付タイル

試験項目(アスペスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481-1
クリソタイト	無
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 1階ホール 内部壁 モルタル金ゴテ下地吹付タイルで定性分析の結果、アスペストは検出されなかった。

表.3 沼津土木事務所旧土肥支所 2階ホール 内部壁 モルタル金ゴテ下地吹付タイル

試験項目(アスペスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481-1
クリソタイト	無
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 2階ホール 内部壁 モルタル金ゴテ下地吹付タイルで定性分析の結果、アスペストは検出されなかった。

表.4 沼津土木事務所旧土肥支所 階段 内部壁 吹付タイル

試験項目(アスベスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481-1
クリソタイル	無
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 階段 内部壁 吹付タイルで定性分析の結果、アスベストは検出されなかった。

表.5 沼津土木事務所旧土肥支所 外壁 コンクリート打放し吹付タイル

試験項目(アスベスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481-1
クリソタイル	無
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 外壁 コンクリート打放し吹付タイルで定性分析の結果、アスベストは検出されなかった。

表.6 沼津土木事務所旧土肥支所 2階事務所 巾木 ソフト巾木

試験項目(アスベスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481-1
クリソタイル	無
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 2階事務所 巾木 ソフト巾木で定性分析の結果、アスベス

トは検出されなかった。

表.7 沼津土木事務所旧土肥支所 1階車庫 天井 LGS 下地石綿ケイ酸カルシウム板

試験項目(アスベスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481・1
クリソタイル	有
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 1階車庫 天井 LGS 下地石綿ケイ酸カルシウム板で定性分析の結果、アスベストの一種であるクリソタイルが検出された。

表.8 沼津土木事務所旧土肥支所 2階湯沸室 天井 LGS 下地石綿ケイ酸カルシウム板

試験項目(アスベスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481・1
クリソタイル	有
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 2階湯沸室 天井 LGS 下地石綿ケイ酸カルシウム板で定性分析の結果、アスベストの一種であるクリソタイルが検出された。

表.9 沼津土木事務所旧土肥支所 2階会議室 サッシ(シーリング)

試験項目(アスベスト)	分析項目
	定性分析
	JIS A 1481・1
クリソタイル	無
アモサイト	無
クロシドライト	無
アンソフィライト	無
アクチノライト	無
トレモライト	無

沼津土木事務所旧土肥支所 2階会議室 サッシ(シーリング)で定性分析の結果、アスベストは検出されなかった。

以上の結果から、沼津土木事務所旧土肥支所 1階車庫 天井 LGS 下地石綿ケイ酸カルシウム板及び2階湯沸室 天井 LGS 下地石綿ケイ酸カルシウム板でアスベストの一種であるクリソタイルが検出されたため、石綿含有建材に該当する。

また、その他の調査対象建材については、アスベストが検出されなかつたので石綿含有建材に該当しない。

試験成績書

第 C04023-1号
令和 4 年 2 月 28 日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第 310-6 号

株式会社 エコアップ

〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28

TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116

環境計量士 登録第 20 号

白谷 良輔



受付年月日 令和 4 年 2 月 7 日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
件名	令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	1階ホール 内部壁 吹付タイル
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和 4 年 2 月 7 日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。)

ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [nn ²⁵ °C] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出されず	JIS A 1481-1に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



写真・1

1階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 1



写真・2

1階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取 1



写真・3

1階ホール内部壁
吹付タイル
補修後 1



写真・4

1階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 2



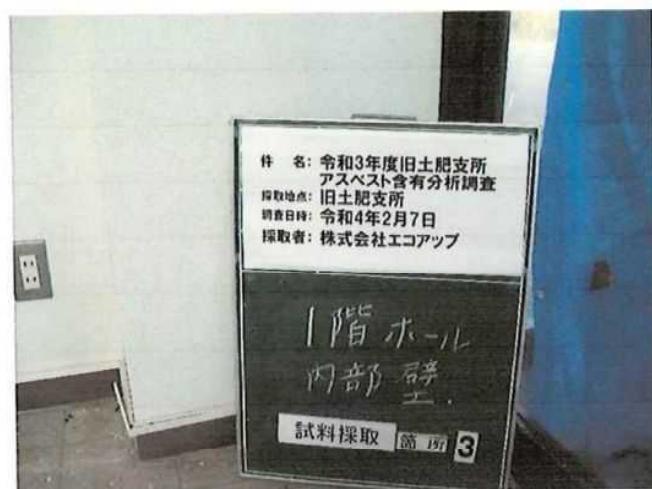
写真・5

1階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取 2



写真・6

1階ホール内部壁
吹付タイル
補修後 2



写真・7

1階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 3



写真・8

1階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取 3



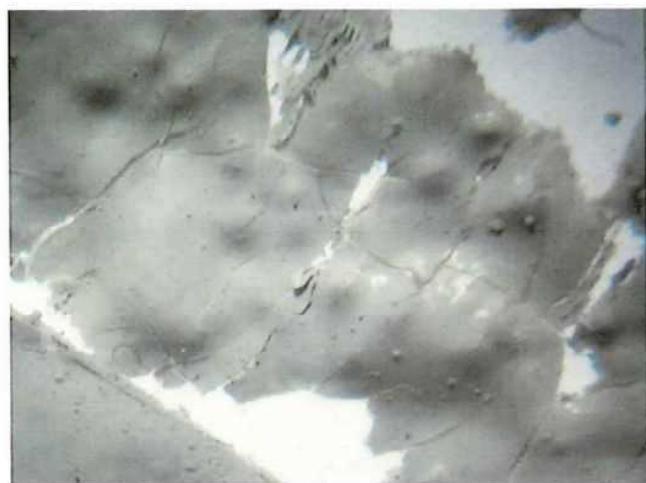
写真・9

1階ホール内部壁
吹付タイル
補修後 3



写真・10

1階ホール内部壁
吹付タイル
採取試料



写真・11

1階ホール内部壁
吹付タイル
顕微鏡視野：10倍



写真・12

1階ホール内部壁
吹付タイル
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-2号
令和 4 年 2 月 28 日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文 様

静岡県公認登録 第 310-6 号
株式会社 エコアップ
〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第 20 号
白谷 良輔



受付年月日 令和 4 年 2 月 7 日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文 様 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
件名	令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	2 階ホール 内部壁 吹付タイル
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和 4 年 2 月 7 日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。
ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [nd ²⁵ C] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出されず	JIS A 1481-1 に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



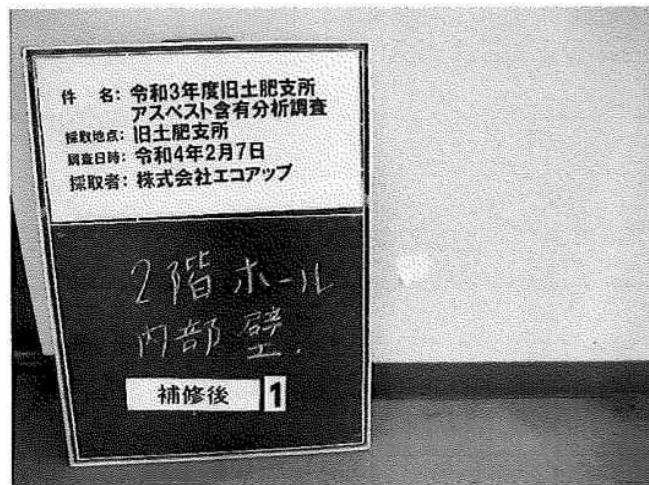
写真・1

2階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 1



写真・2

2階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取 1



写真・3

2階ホール内部壁
吹付タイル
補修後 1



写真・4

2階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 2



写真・5

2階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取 2



写真・6

2階ホール内部壁
吹付タイル
補修後 2



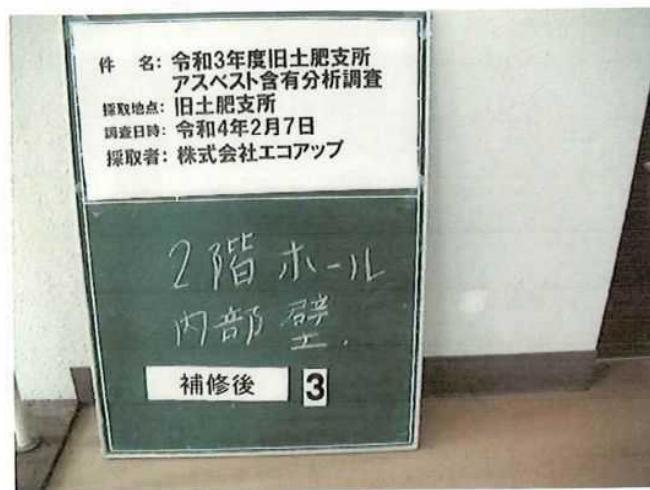
写真・7

2階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 3



写真・8

2階ホール内部壁
吹付タイル
試料採取 3



写真・9

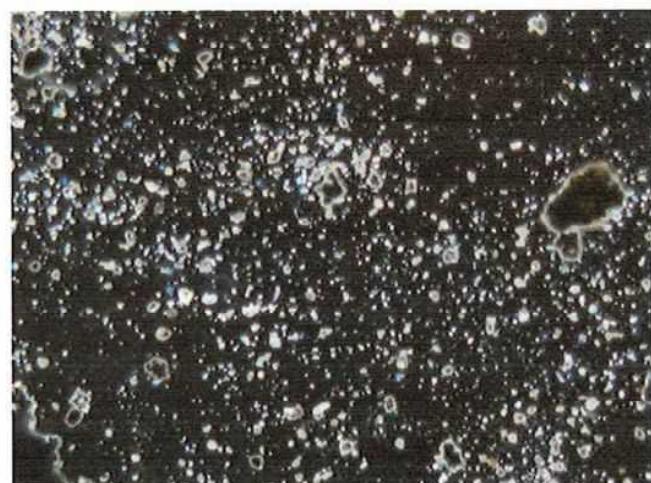
2階ホール内部壁
吹付タイル
補修後 3



写真・10
2階ホール内部壁
吹付タイル
採取試料



写真・11
2階ホール内部壁
吹付タイル
顕微鏡視野：10倍



写真・12
2階ホール内部壁
吹付タイル
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-3号
令和4年2月28日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第 810-6 号
株式会社 ワコアップ
〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第 20 号
白谷 良輔



受付年月日 令和4年2月7日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
件名	令和3年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	階段 内部壁 吹付タイル
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和4年2月7日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。
ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

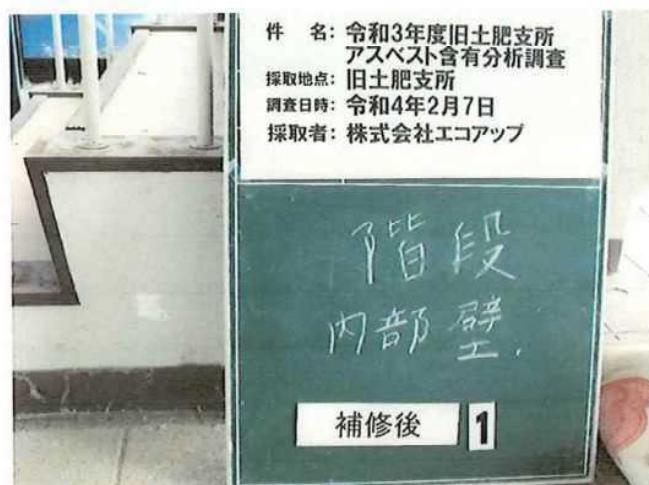
試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [nD ²⁵ °C] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出されず	JIS A 1481-1に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



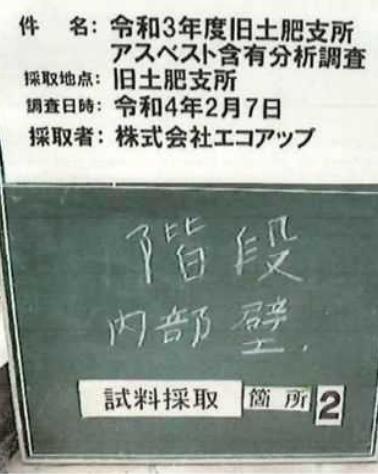
写真・1
階段内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 1



写真・2
階段内部壁
吹付タイル
試料採取 1



写真・3
階段内部壁
吹付タイル
補修後 1



写真・4
階段内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 2



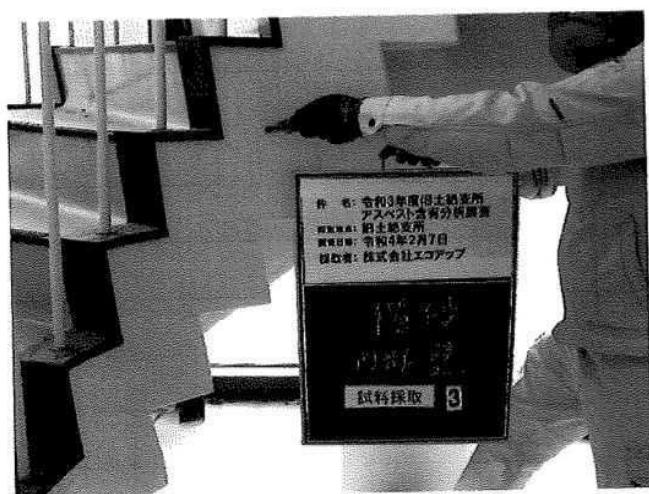
写真・5
階段内部壁
吹付タイル
試料採取 2



写真・6
階段内部壁
吹付タイル
補修後 2



写真・7
階段内部壁
吹付タイル
試料採取箇所 3



写真・8
階段内部壁
吹付タイル
試料採取 3



写真・9
階段内部壁
吹付タイル
補修後 3



写真・10
階段内部壁
吹付タイル
採取試料



写真・11
階段内部壁
吹付タイル
顕微鏡視野：10倍



写真・12
階段内部壁
吹付タイル
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-4号
令和 4 年 2 月 28 日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第 310-6 号
株式会社 エコアップ
〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第 20 号
白谷 良輔



受付年月日 令和 4 年 2 月 7 日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

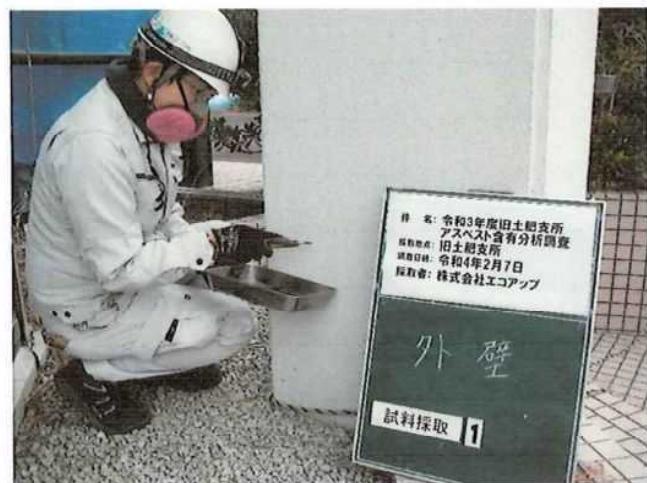
依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
件名	令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	外壁 吹付タイル
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和 4 年 2 月 7 日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。)
ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [nD ²⁵ °C] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出されず	JIS A 1481-1に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



写真・1
外壁
吹付タイル
試料採取箇所 1



写真・2
外壁
吹付タイル
試料採取 1



写真・3
外壁
吹付タイル
補修後 1



写真・4
外壁
吹付タイル
試料採取箇所 2



写真・5
外壁
吹付タイル
試料採取 2



写真・6
外壁
吹付タイル
補修後 2



写真・7
外壁
吹付タイル
試料採取箇所 3



写真・8
外壁
吹付タイル
試料採取 3



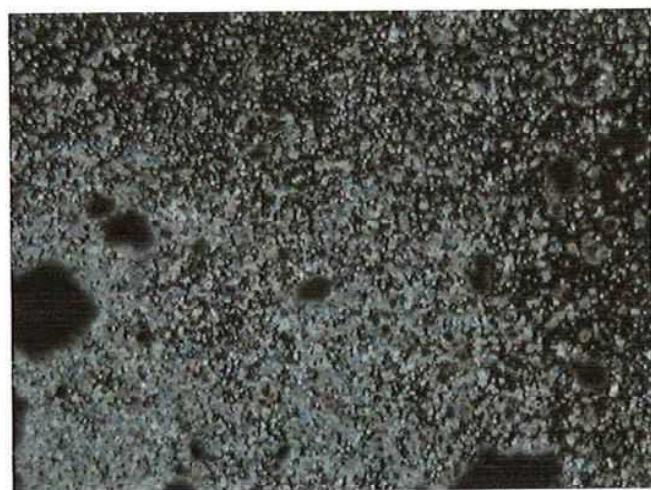
写真・9
外壁
吹付タイル
補修後 3



写真・10
外壁
吹付タイル
採取試料



写真・11
外壁
吹付タイル
顕微鏡視野：10倍



写真・12
外壁
吹付タイル
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-5号
令和 4 年 2 月 28 日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第 310-6 号
株式会社 エコアップ
〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第 20 号
白谷 良輔



受付年月日 令和 4 年 2 月 7 日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
件名	令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	2 階事務所 ソフト巾木
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和 4 年 2 月 7 日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。)
ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

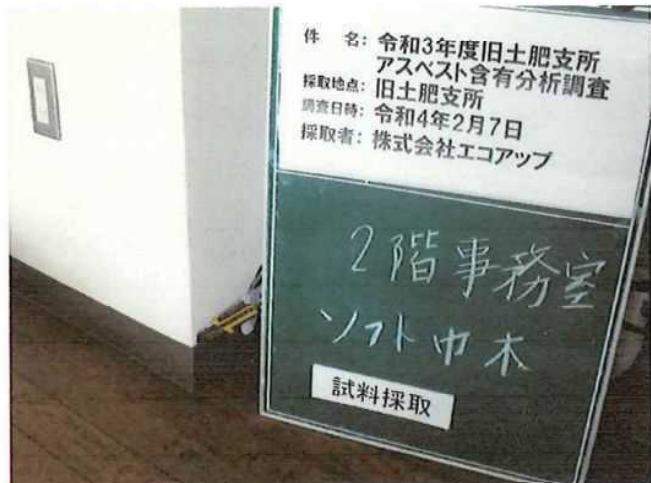
試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [n _D ^{25°C}] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出されず	JIS A 1481-1 に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



写真・1
2F 事務所
ソフト巾木
全景



写真・2
2F 事務所
ソフト巾木
試料採取箇所



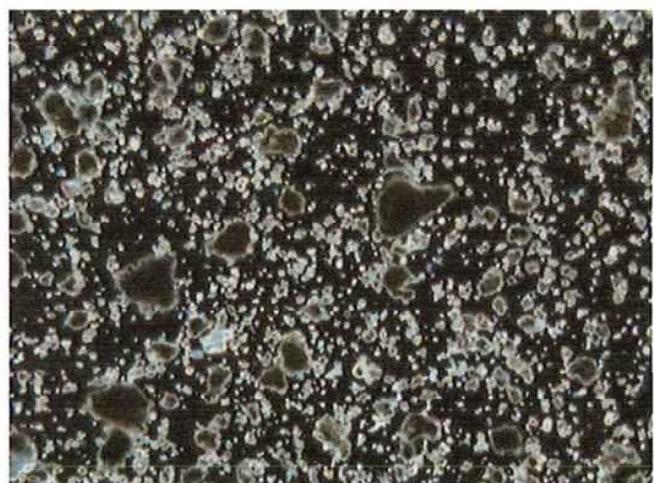
写真・3
2F 事務所
ソフト巾木
試料採取



写真・4
2F 事務所
ソフト巾木
採取試料



写真・5
2F 事務所
ソフト巾木
顕微鏡視野：10倍



写真・6
2F 事務所
ソフト巾木
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-6号
令和 4 年 2 月 28 日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第310-6号
株式会社 エコアップ
〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第 20 号
白谷 良輔



受付年月日 令和 4 年 2 月 7 日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町 1-3
件名	令和 3 年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	1階車庫 天井 石綿ケイ酸カルシウム板
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和 4 年 2 月 7 日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。
ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [nd ²⁵ °C] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出	JIS A 1481-1に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



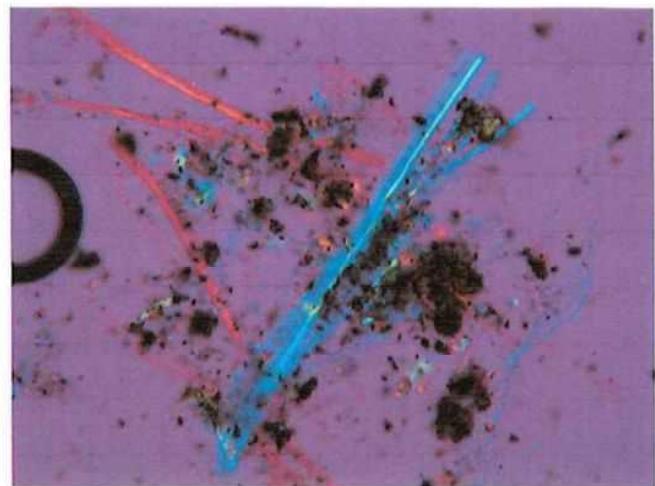
写真・1
1階車庫天井
石綿ケイ酸カルシウム板
試料採取箇所



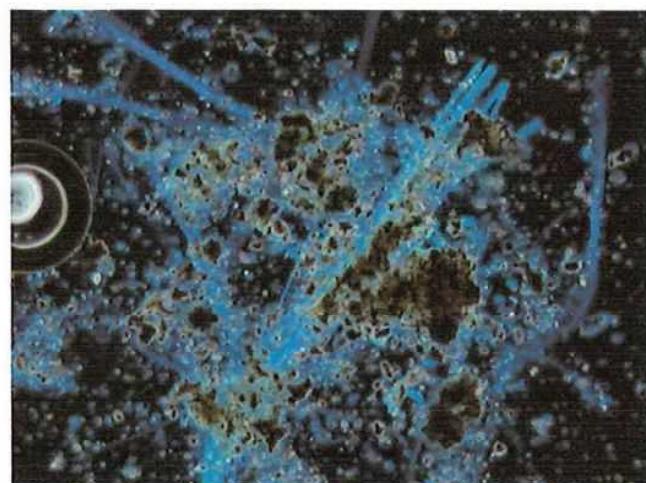
写真・2
1階車庫天井
石綿ケイ酸カルシウム板
試料採取



写真・3
1階車庫天井
石綿ケイ酸カルシウム板
採取試料



写真・4
1階車庫天井
石綿ケイ酸カルシウム板
顕微鏡視野：100倍



写真・5
1階車庫天井
石綿ケイ酸カルシウム板
 $nD=1.550$ (クリソタイル)
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-7号
令和4年2月28日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第310-6号
株式会社 エコアップ
〒417-0011 富士市鈴川本町 11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第20号
白谷 良輔



受付年月日 令和4年2月7日

試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町1-3
件名	令和3年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	2階給沸室 天井 石綿ケイ酸カルシウム板
採取者	[REDACTED]
採取地点	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和4年2月7日
特記事項	特になし

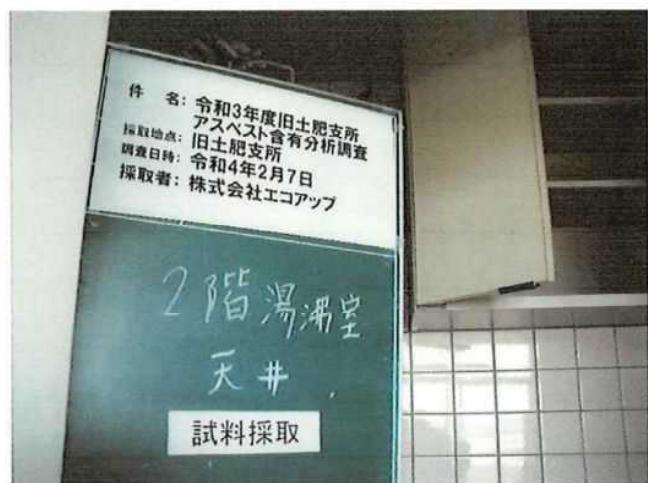
(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。
ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [n _D ^{25°C}] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出	JIS A 1481-1に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



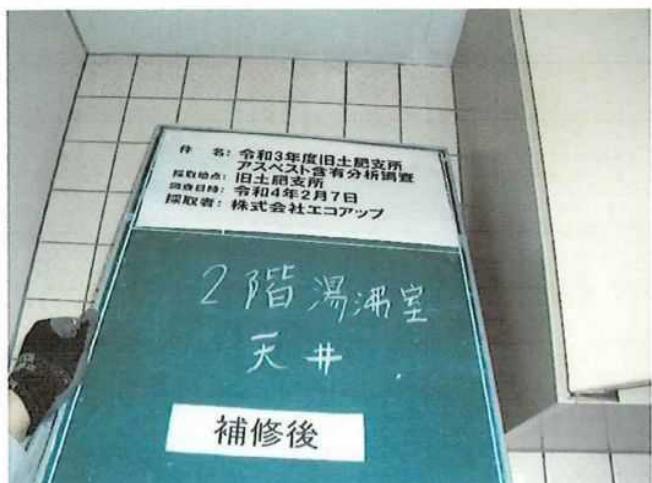
写真・1

2階湯沸室天井
石綿ケイ酸カルシウム板
試料採取箇所



写真・2

2階湯沸室天井
石綿ケイ酸カルシウム板
試料採取



写真・3

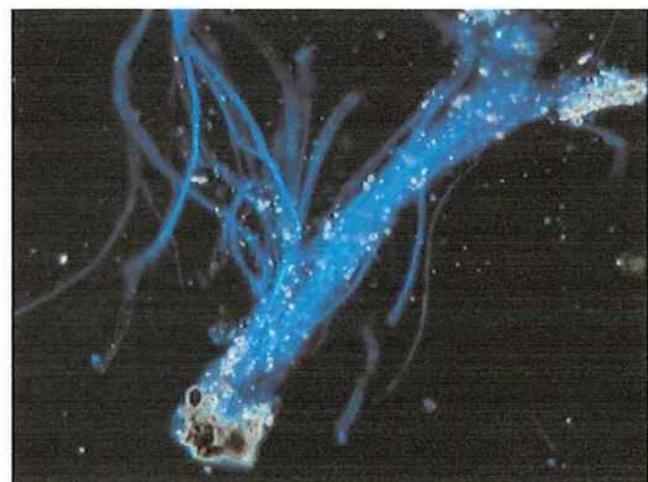
2階湯沸室天井
石綿ケイ酸カルシウム板
補修後



写真・4
2階湯沸室天井
石綿ケイ酸カルシウム板
採取試料



写真・5
2階湯沸室天井
石綿ケイ酸カルシウム板
顕微鏡視野：100倍



写真・6
2階湯沸室天井
石綿ケイ酸カルシウム板
 $nD=1.550$ (クリソタイル)
顕微鏡視野：100倍

試験成績書

第 C04023-8号
令和4年2月28日

静岡県沼津土木事務所
所長 池ヶ谷 規文様

静岡県公認登録 第310-6号
株式会社エコアップ
〒417-0011 富士市鈴日本町11-28
TEL0545(33)4115 FAX0545(33)4116
環境計量士 登録第20号
白谷 良輔



受付年月日 令和4年2月7日

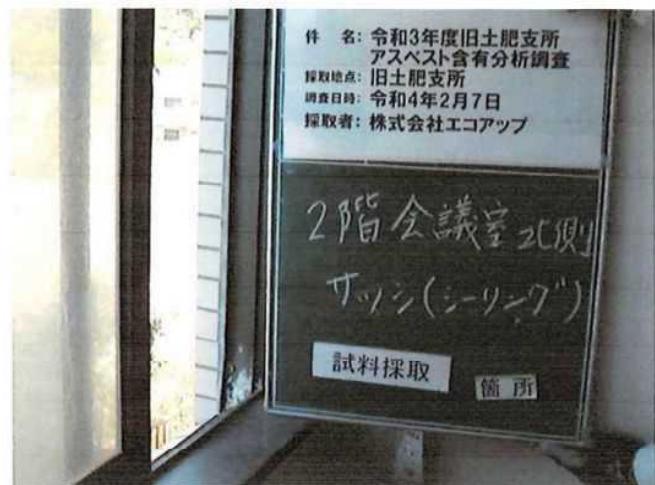
試料受付方法 ○採取 持込 郵便 収集 宅配便

依頼者名及び住所	静岡県沼津土木事務所 所長 池ヶ谷 規文様 〒410-0055 沼津市高島本町1-3
件名	令和3年度 旧土肥支所アスベスト含有分析調査
試料名	2階会議室 サッシ(シーリング)
採取者	[REDACTED]
採取地點	沼津土木事務所 旧土肥支所
採取年月日	令和4年2月7日
特記事項	特になし

(当方採取以外の試料については依頼者のお申出により記入致しました。)

ご依頼のありました上記試料について試験した結果を下記のとおり報告致します。

試験の項目 (アスベスト)	屈折率 [nd ²⁵ °C] (色)	試験の結果	試験の方法
クリソタイル	1.550 (赤紫～青色)	検出されず	JIS A 1481-1に基づいた定性分析
アモサイト	1.680 (桃色) 1.700 (青色)	検出されず	
クロシドライト	1.680 (橙色) 1.700 (青色)	検出されず	
アンソフィライト	1.605 (橙色)	検出されず	
アクチノライト	1.640 (青色)	検出されず	
トレモライト	1.605 (橙色) 1.640 (青色)	検出されず	



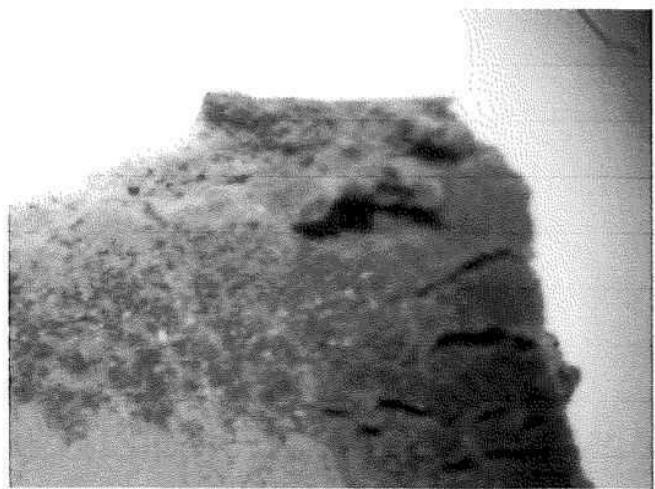
写真・1
2階会議室
サッシ(シーリング)
試料採取箇所



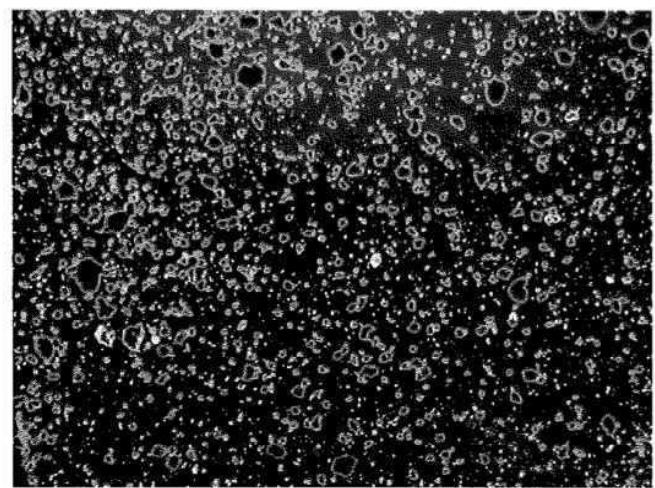
写真・2
2階会議室
サッシ(シーリング)
試料採取



写真・3
2階会議室
サッシ(シーリング)
採取試料



写真・4
2階会議室
サッシ(シーリング)
顕微鏡視野：10倍



写真・5
2階会議室
サッシ(シーリング)
顕微鏡視野：100倍